

第3期

矢巾町地域福祉計画

～やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり～

令和6年3月
矢 巾 町

はじめに

少子高齢化や核家族化、生活様式の変化などに伴い、コミュニティ組織の弱体化や地域活動の担い手不足に加え、生活上の困難・生きづらさなど、地域における福祉課題の多様化・複雑化により、地域福祉の重要性はますます高まっております。



本町では、平成 28 年度に「第 1 期矢巾町地域福祉計画（平成 28 年度～平成 31 年度）」、令和 2 年度に「第 2 期矢巾町地域福祉計画（令和 2 年度～令和 5 年度）」を策定して分野別の福祉計画の方針や方向性を整理するとともに、令和 3 年度から重層的支援体制整備事業に取り組み包括的な支援体制づくりの強化を図り、町民の皆様、関係機関・団体との連携による「地域共生社会の実現」に向けた施策を展開してまいりました。

この度、「第 3 期矢巾町地域福祉計画」は、上位計画である「第 8 次矢巾町総合計画」の基本理念「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」の実現に向けて、SDGs の基本理念である「誰ひとり取り残さない」福祉のまちづくりを推進するため、前計画から引き続き「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」を基本理念として「人づくり～地域を支える人の育成」「仕組みづくり～支援につながる・つなげる仕組みの展開」「まちづくり～誰もが活躍できる地域の構築」の 3 つ基本目標を掲げております。

本計画は、町民の皆様をはじめ、関係機関・団体、本町に関わる全ての方々との協働により成し得ることができます。「自助」「互助」「共助」「公助」そして「近助（きんじょ）」が重なり合い、誰ひとり取り残さない福祉のまちづくりを実現できるよう、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御議論いただきました矢巾町地域福祉推進審議会委員の皆様をはじめ、地域福祉ニーズ調査等を通じて貴重な御意見、御提言をいただきました町民の皆様、関係機関・団体に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

矢巾町長 高橋 昌造

目 次

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景、趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 各計画との関係	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の体制	5

第2章 矢巾町の現状について

第1節 統計資料による矢巾町の現状について	6
1. 総人口・世帯数の推移	6
2. 年齢構成別人口割合の推移	8
3. 要支援・要介護認定者の推移	9
4. 障害者手帳所持者数の推移	10
5. 生活保護受給状況	11
6. 民生児童委員の活動状況	12
第2節 地域福祉ニーズ調査の結果（概要）について	13
1. 調査の目的	13
2. 調査内容と調査方法等	13
3. アンケート調査結果概要	14
(1) 回答者や家族の状況について	14
(2) 相談について	15
(3) 相談体制のあり方について	17
(4) 地域活動への参加状況について	18
(5) 福祉関連の情報発信について	22
(6) 災害時避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて	24
(7) 町の地域福祉の推進について	25
第3節 第2期計画の評価指標に対する進捗状況について	27

第3章 矢巾町が目指す地域福祉の姿

1. 基本理念	30
2. 基本目標	30
3. 計画の体系	31
4. 重点取組事項.....	32

第4章 施策の展開

1. 人づくり～地域を支えるひとの育成～	33
1-1 地域に根ざした福祉学習	34
1-2 子どもの福祉のこころの醸成	35
1-3 ボランティアの養成、活動支援	36
1-4 民生児童委員の活動支援	37
1-5 地域福祉コーディネーターの育成	38
2. 仕組みづくり～支援につながる・つなげる仕組みの展開～	39
2-1 重層的な相談支援体制の充実	40
2-2 福祉サービスの情報発信	41
2-3 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援	42
2-4 成年後見制度の利用促進	43
2-5 災害時避難行動要支援者の支援	44
3. まちづくり～誰もが活躍できる地域の構築～	45
3-1 福祉行政への住民参画の促進	46
3-2 地域住民参画による生活支援の取り組み	47
3-3 ボランティア団体、NPO法人への活動支援	48
3-4 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実	49
3-5 企業の社会貢献活動の促進	50

第5章 重層的支援体制整備事業

1. 事業実施の背景	51
2. 重層的支援体制整備事業とは	51

(1) 目的	51
(2) 事業の枠組み	51
3. 重層的支援体制整備事業の各事業について	53
(1) 包括的相談支援事業	53
(2) 参加支援事業	54
(3) 地域づくり事業	55
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	56
(5) 多機関協働事業（支援プランの作成を含む）	57
(6) 矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議	58
(7) 矢巾町重層的支援体制整備事業支援体制図	59

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進、評価について	60
2. 計画の周知・啓発	61
3. 協働による推進体制	61
4. 計画の進捗状況の管理・評価	62

第7章 資料編

1. 矢巾町地域福祉推進審議会条例	63
2. 矢巾町地域福祉推進審議会委員名簿	65
3. 用語解説	66

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景、趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、住民同士のつながりの希薄化等により、地域や家族を取り巻く環境が変化していることに伴い、「8050問題」「ダブルケア」のように、複数の支援者が様々な支援制度を活用しなければ解決に導くことが難しい複雑化・複合化した生活課題が発生しています。

また、地域福祉を担ってきたボランティア団体や民生児童委員や自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後の新たな担い手の確保・養成も課題となっています。

このような中、地域の抱える課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理するとともに、ケアリングコミュニティを継承し、連携して地域の生活課題を解決することが必要とされています。

本町では、平成28年度に「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」を基本理念とする「第1期矢巾町地域福祉計画（計画期間：平成29年度から平成31年度）」、その後の見直しにより「第2期矢巾町地域福祉計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）」を策定し、町民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合いいきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指していく福祉分野の総合的な計画として、生活支援サービスの充実や、災害時に地域で支え合う体制の整備、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めてきたほか、令和3年度からは、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）を開始し、地域共生社会の実現に向けた支援体制の強化に取り組んできました。

本計画は、これまでの取り組み状況や近年の社会情勢の変化及び法改正の内容等を踏まえ、第2期矢巾町地域福祉計画の内容の見直しを図るものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」であり、法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」と一体的に策定します。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

106条の5（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

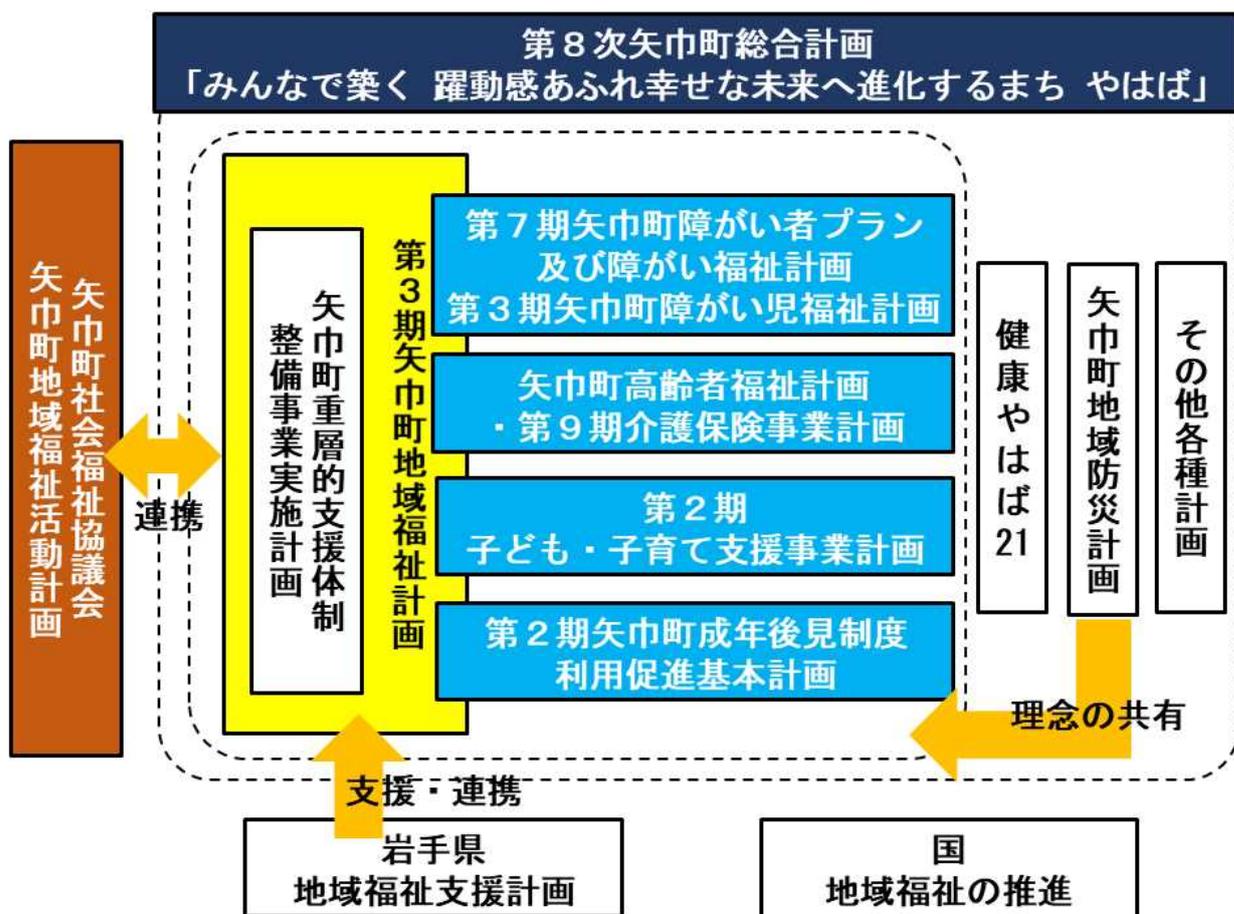
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 各計画との関係

本計画は、第8次矢巾町総合計画の基本理念「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」の実現に向けて、地域福祉の推進に係る方針・方向性を示すものです。

また、総合計画を上位計画として策定されている「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者プラン及び障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「成年後見制度利用促進基本計画」で示している内容を地域福祉の視点から一部再整理し、町が策定しているその他の各種計画とも理念の共有、方針・方向性の整合性を図ってまいります。

なお、本計画を「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「重層事業実施計画」という。）を含むものとして位置づけ、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定め、他の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容とします。



矢巾町地域福祉計画と各計画との関係性

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和9年度の4か年です。

上位計画である第8次矢巾町総合計画の前期基本計画と終了年をあわせ、令和9年度に見直しを行います。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
矢巾町総合計画 (基本計画・実施計画)	第7次 (H28~)		第8次 (~R13)			
	第7次・後期 (R2~)		第8次・前期			
矢巾町地域福祉計画	第2期 (R2~)		第3期			
重層的支援体制整備事業 実施計画	令和4年度	令和5年度	地域福祉計画に包含 (R6~)			
障がい者プラン及び 障がい福祉計画	第6期 (R3~)		第7期			第8期
障がい児福祉計画	第2期 (R3~)		第3期			第4期
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期 (R3~)		第9期			第10期
子ども・子育て 支援事業計画	第2期 (R2~)		第3期			
矢巾町成年後見制度 利用促進基本計画	第1期 (R3~)		第2期			
矢巾町地域福祉活動計画 (矢巾町社会福祉協議会)	第2期 (R3~)		第3期			
岩手県地域福祉支援計画	第3期 (H31~)		第4期 (~R10)			

各種関連計画の期間について

(実線：策定済又は策定中、点線：策定予定)

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、住民組織の代表や社会福祉事業従事者等により構成される「矢巾町地域福祉推進審議会」（以下「審議会」という）を設置し、それぞれの立場から幅広く意見をいただきました。

また、アンケート調査を実施して、町民が求める地域像を把握し、調査結果を踏まえた計画を策定しました。

（1）矢巾町地域福祉推進審議会

住民組織の代表、社会福祉事業従事者、社会福祉協議会や行政機関の代表、学識経験者等により構成される審議会において、計画の策定方針、策定方法及び計画内容について、それぞれの立場から幅広く意見をいただきました。

また、審議会には、公募委員の枠を設け、より町民の声を反映できる体制づくりに努めました。

（2）地域福祉ニーズ調査

町民の地域活動への参加状況や、町に求める相談支援体制、日常生活での福祉的なニーズ等を把握し、計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

なお、アンケート調査票は、18歳以上85歳未満の町民から無作為に抽出した2,000名に対して郵送により配布し、662件（回収率33.1%）を回収しました。

（3）パブリックコメント

計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、町民や関係者からの意見を求め、計画に反映するよう努めました。

第2章 矢巾町の現状について

第1節 統計資料による矢巾町の現状について

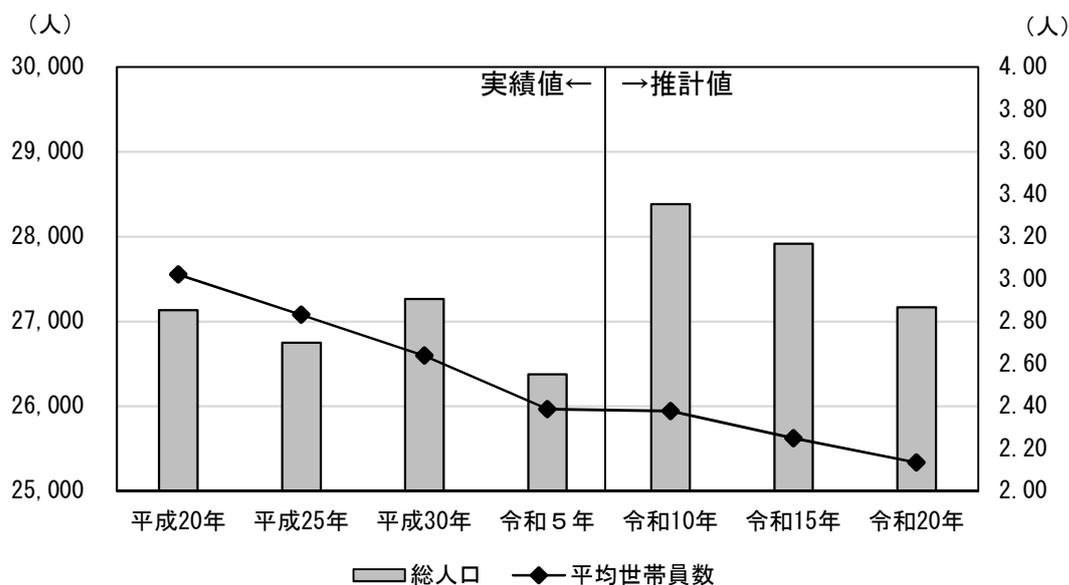
1. 総人口・世帯数の推移

(人口・世帯・世帯員数)

町の総人口は、平成20年以降、なだらかに減少しています。令和10年に大きく増加するものの、以降は、なだらかに減少する見込みです。

一方、世帯数は一貫して増加しており、それに伴い平均世帯員数は減少傾向にあります。

	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年	令和10年	令和15年	令和20年
男性	13,089	12,822	13,029	12,603	13,481	13,195	12,787
女性	14,043	13,926	14,235	13,774	14,903	14,723	14,382
総人口	27,132	26,748	27,264	26,377	28,384	27,918	27,169
世帯数	8,980	9,447	10,333	11,053	11,938	12,412	12,731
平均世帯員数	3.021	2.831	2.639	2.386	2.378	2.249	2.134



総人口・世帯数の推移

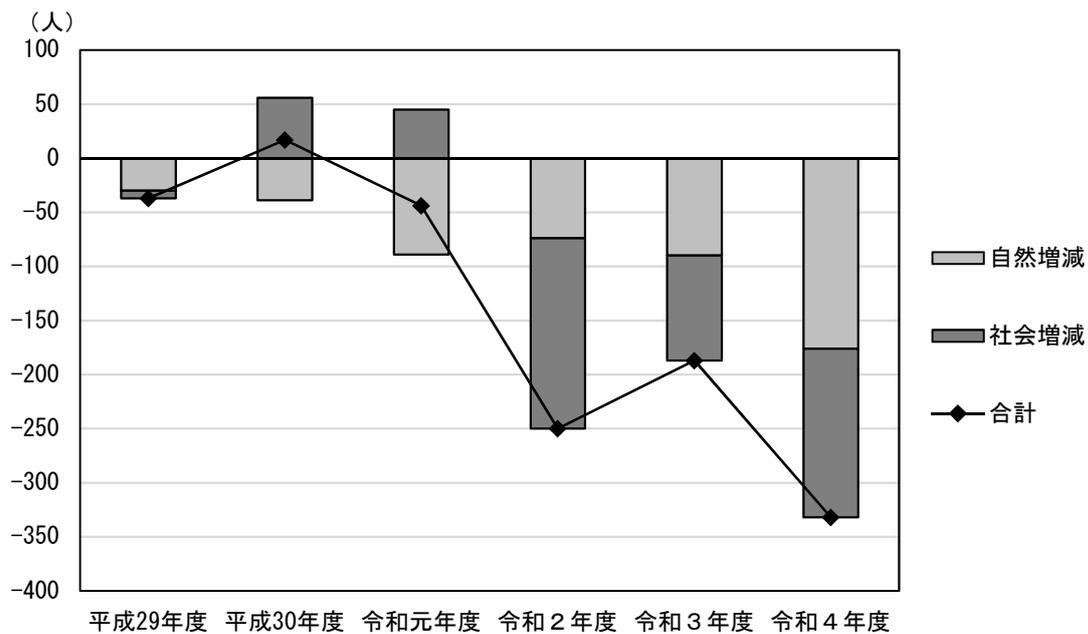
令和5年度以前 (町民環境課統計資料 基準日：各年10月1日)

令和10年度以降 (矢巾町将来人口推計 令和4年3月)

(人口動態 自然増減・社会増減)

町では、平成20年度に死亡者数が出生者数を上回って以降、人口の自然減少が続いています。また、社会増減では、平成30年度及び令和元年度は増加が見られましたが、令和2年度以降は減少が続いています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生	222	199	187	175	165	136
死亡	252	238	276	249	255	312
自然増減	-30	-39	-89	-74	-90	-176
転入等	1,043	1,218	1,151	970	1,073	1,044
転出等	1,050	1,162	1,106	1146	1,170	1,200
社会増減	-7	56	45	-176	-97	-156
合計	-37	17	-44	-250	-187	-332

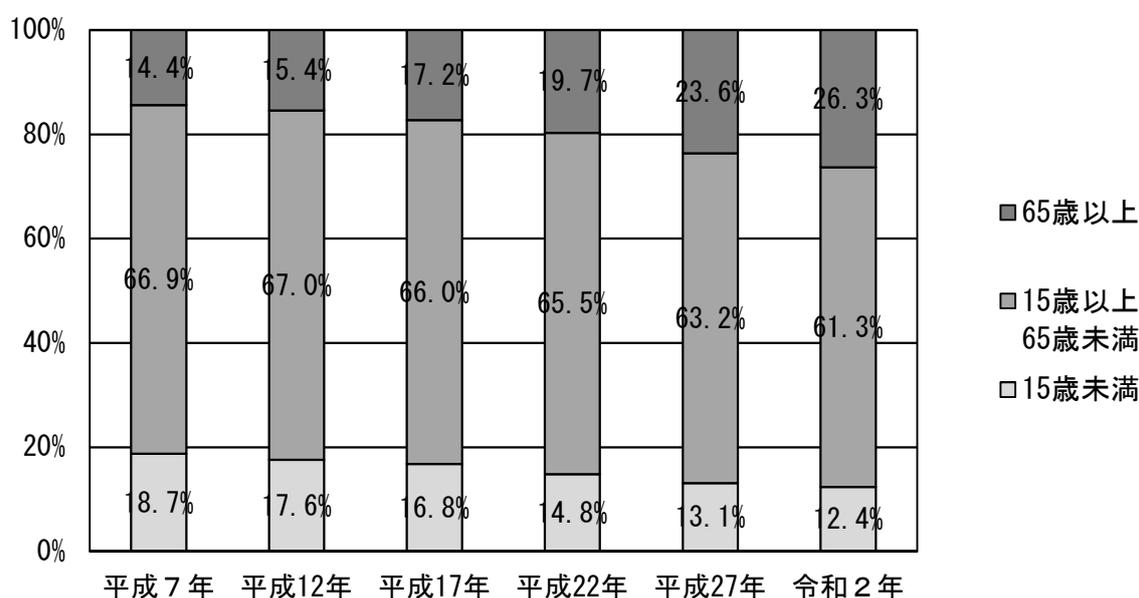


年度別人口増減数の推移 (出典: 町民環境課統計資料)

2. 年齢構成別人口割合の推移

高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は、岩手県内の他市町村と比較すると低い水準ではありますが、年々上昇を続けています。

特に、団塊の世代が65歳を超えたここ数年はその伸びが顕著になっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和12年（2030年）には31.0%、令和22年（2040年）には35.9%に達すると見込まれています。



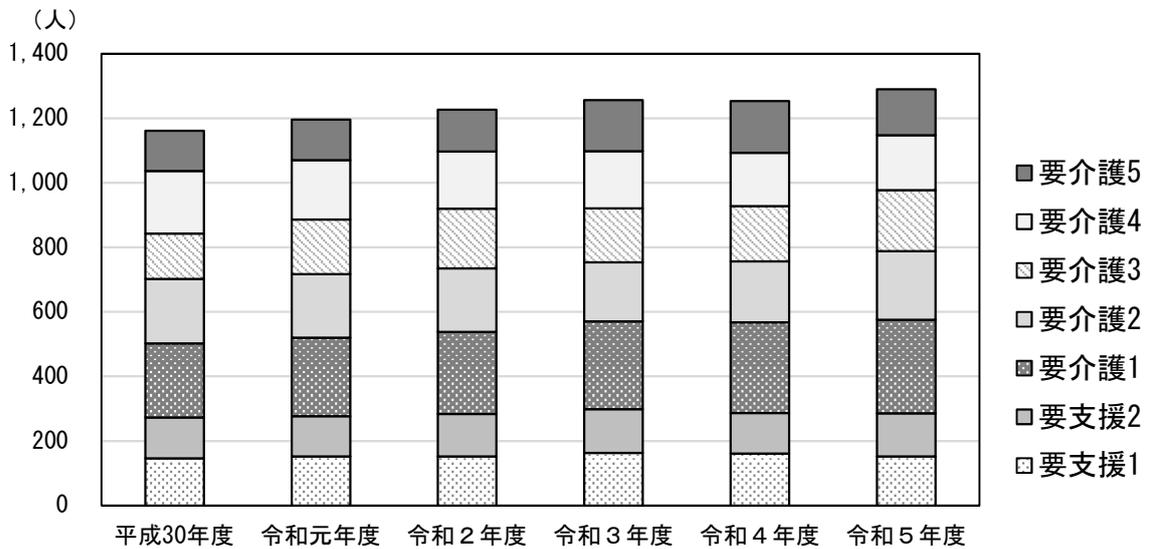
年齢階層別人口割合の推移（出典：国勢調査（総務省統計局） 基準日：各年10月1日）
 小数第2位で四捨五入しており、合計値が100%にならない場合があります。

3. 要支援・要介護認定者の推移

介護保険制度が平成12年に開始して以降、高齢者の増加に伴って、町内の認定者数は増加を続けています。

(人)

要介護度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	146	152	152	163	161	152
要支援2	127	125	132	136	126	134
要介護1	229	243	254	272	281	290
要介護2	200	197	197	183	189	212
要介護3	141	169	185	167	171	189
要介護4	194	184	177	177	165	171
要介護5	125	126	130	159	161	142
合計	1,162	1,196	1,227	1,257	1,254	1,290



要介護認定者の推移（出典：健康長寿課統計資料 基準日：各年10月1日）

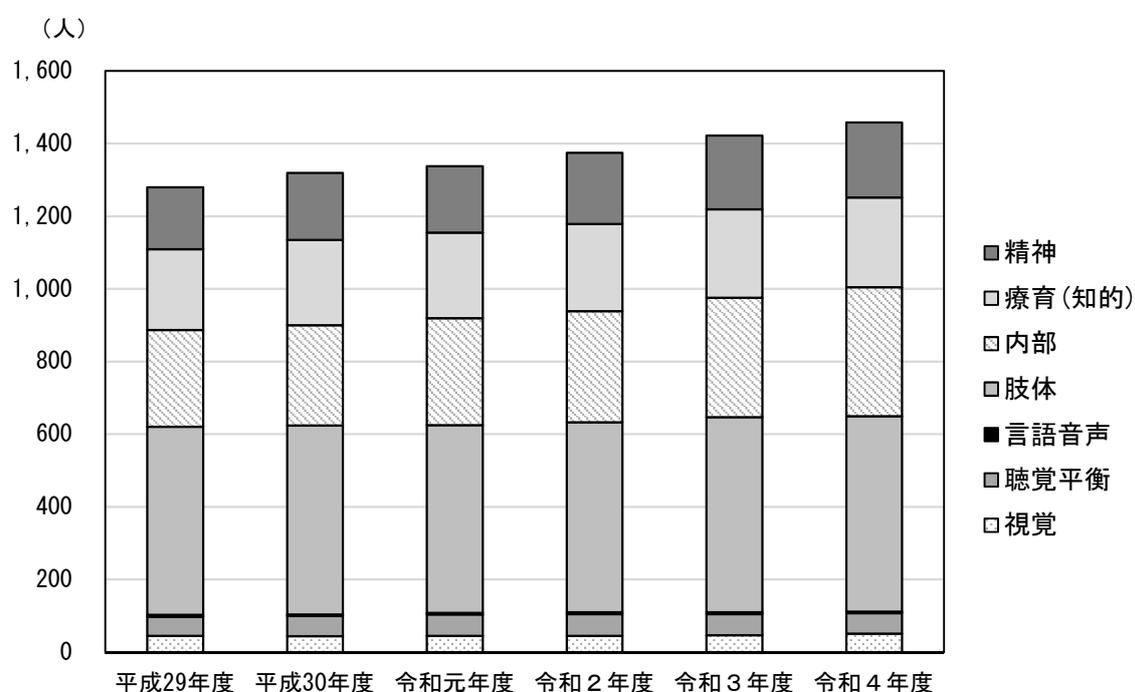
4. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、身体障害（内部障害：心臓機能障害、じん臓機能障害など）や知的障害、精神障害により交付される方が増加しています。

(人)

障害の種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	視覚	45	44	45	45	47	51
	聴覚平衡	53	55	59	60	58	56
	言語音声	5	5	4	5	5	5
	肢体	518	520	517	523	537	538
	内部	266	276	294	306	329	355
身体合計		887	900	919	939	976	1,005
療育（知的）		222	235	236	240	243	247
精神		171	184	183	196	203	206
合計(※)		1,280	1,319	1,338	1,375	1,422	1,458

※所持者数を単純に合算しているため、複数の手帳を所持する方は二重に計上されている。



障害者手帳所持者数の推移（出典：福祉課統計資料 基準日：各年度末）

5. 生活保護受給状況

生活保護受給者数は、100名前後の横ばいの状態が続いていますが、受給世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

近年は、町外からの転入及び町内の高齢者施設への入所と同時に生活保護の申請を行う高齢者の単身世帯が増加傾向にあります。

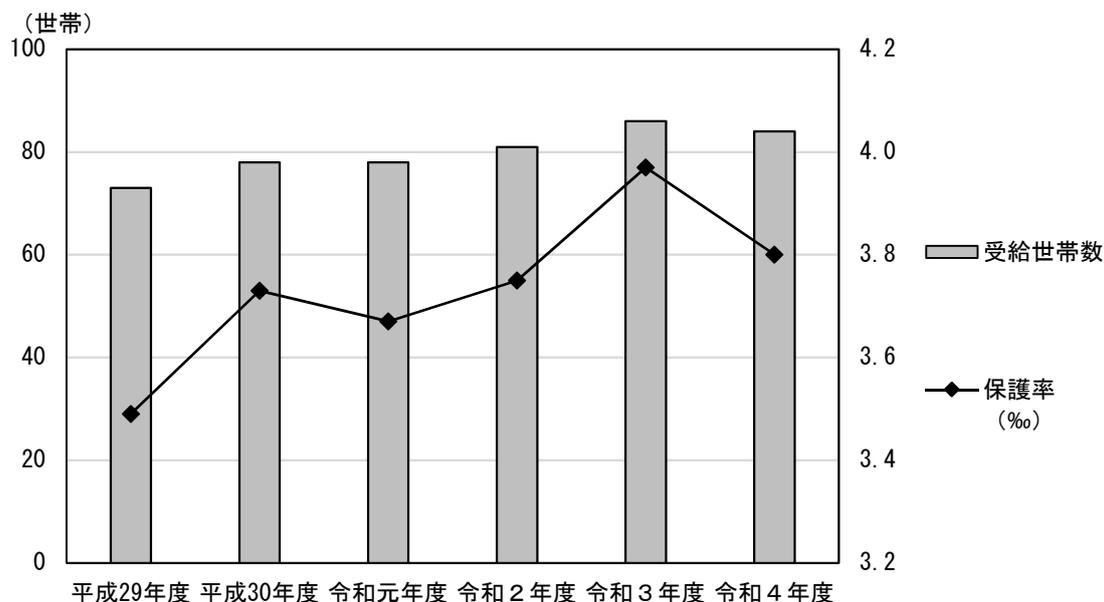
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給世帯数	73	78	78	81	86	84
受給者数	97	100	102	105	109	106
保護率 (%)	3.49	3.73	3.67	3.75	3.97	3.8

保護率 (%) : 人口1,000人当たりの被保護者の人数を示している。

(参考)

振興局管内 保護率 (%)	6.55	6.43	6.57	6.37	6.57	6.50
岩手県内 保護率 (%)	10.88	10.51	10.57	10.45	10.43	10.46

振興局管内：岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町の5町



生活保護受給世帯数の推移について (出典：盛岡広域振興局保護課統計資料)

6. 民生児童委員の活動状況

令和5年10月1日現在、町内では53名の民生児童委員（主任児童委員を含む）が活動しています。

月当たりの平均活動日数は13～14日程度で推移していますが、委員ごとのばらつきが大きく、月10日未満から月25日程度まで活動実態は様々です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度に年間活動日数が大きく減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委員数 (各年度末)	51	50	52	53	53	53
年間活動日数	8,215	8,093	8,252	7,062	7,195	7,443
1人当たりの 平均活動日数	161.1	161.9	158.7	133.2	135.8	140.4
参考：月換算	13.4	13.5	13.2	11.1	11.3	11.7

民生児童委員数とその活動日数の推移（出典：福祉課統計資料）

※平均活動日数については、便宜上、各年度末の委員定数により算出。

※平成30年度については、委員定数は51名であるが、平成30年4月1日～5月16日及び平成31年2月5日～平成31年3月31日の期間において、それぞれ1名欠員が生じた。

第2節 地域福祉ニーズ調査の結果（概要）について

1. 調査の目的

第3期矢巾町地域福祉計画の策定に当たり、第2期矢巾町地域福祉計画の評価指標についての実態、現在のニーズを把握し、第3期地域福祉計画期間中に重点的に取り組む事項やその方向性を検討するための基礎的な情報を得ることを目的として、地域福祉ニーズ調査を実施しました。

アンケートの調査方法は、18歳以上85歳未満の方から年代別に2,000人を無作為に抽出し、郵送により配布・回収を行いました。調査期間は令和5年7月から8月までとし、回答数は662件であり、回答率は33.1%となっています。

実施した地域福祉ニーズ調査の結果の概要を以下に示します。

2. 調査内容と調査方法等

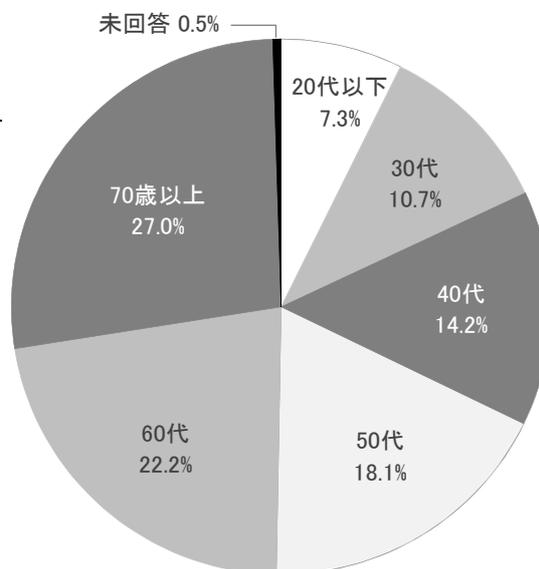
調査区分	調査対象	調査日時	備考
郵送による アンケート調査	令和5年7月1日時点で 矢巾町に住所を有する 18歳以上85歳未満の男女	令和5年 7月20日～ 8月30日	配布数：2,000件 回収数：662件 回収率：33.1%

3. アンケート調査結果概要

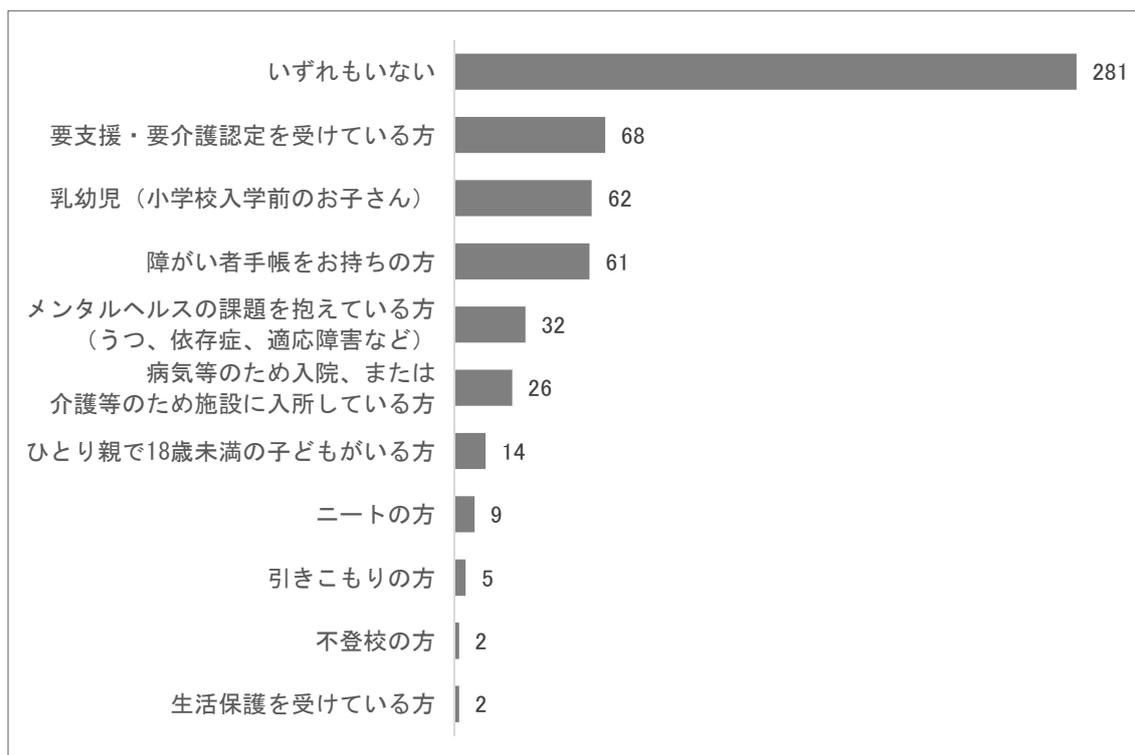
(1) 回答者や家族の状況について

○年齢について (有効回答数 = 662)

	回答数	割合
29歳以下	48	7.3%
30代	71	10.7%
40代	94	14.2%
50代	120	18.1%
60代	147	22.2%
70歳以上	179	27.0%
無回答	3	0.5%
合計	662	100.0%

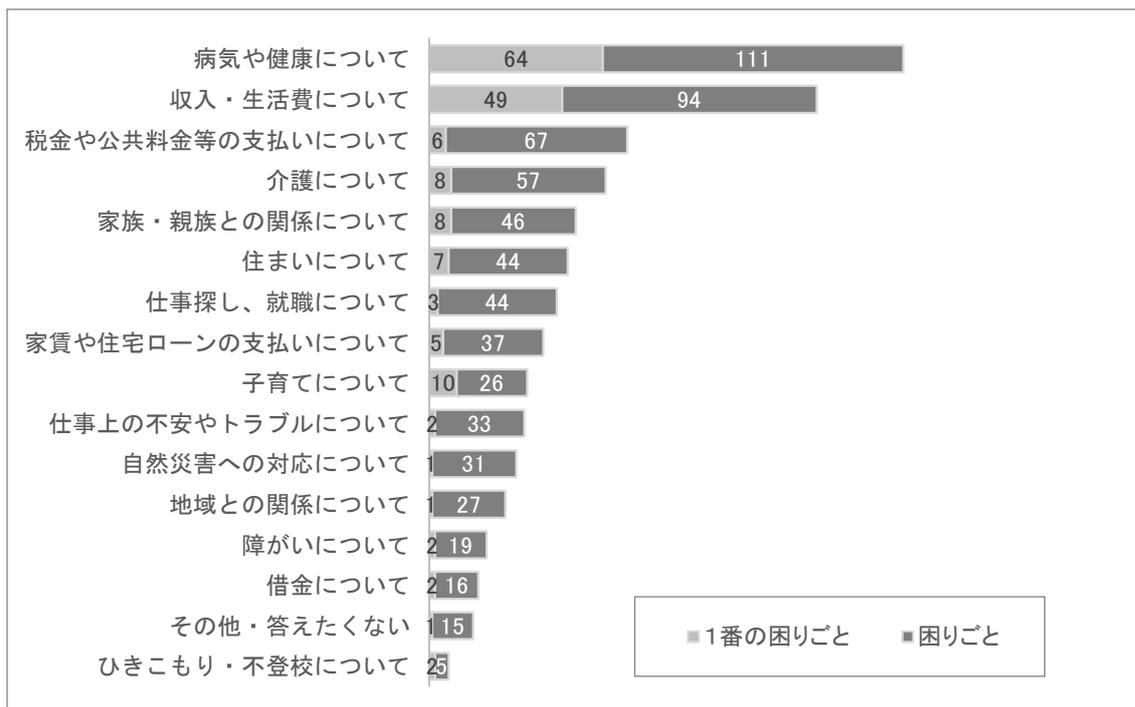


○同居家族に当てはまる方がいるか (複数回答) (有効回答数 = 662)



回答者や家族のこととして挙げられた中では、「要支援・要介護認定を受けている方」が68名、「乳幼児 (小学校入学前のお子さん)」が62名、「障がい者手帳をお持ちの方」が61名と、それぞれ全体の約1割程度となっています。なお、「いずれもない」と回答した方が417名 (63.0%) と最も多く挙げられました。

○家庭で抱えている困りごと（複数回答）（有効回答数 = 512）

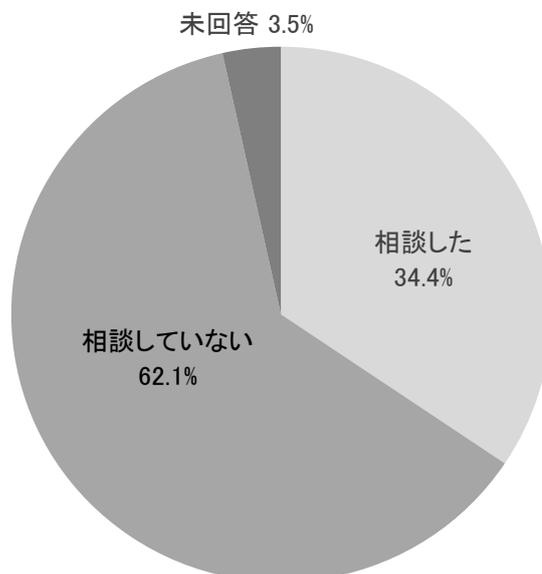


家庭で抱えている困りごととして、「病気や健康について」や「収入・生活費について」が多くなっており、1番の困りごととしても多く挙げられています。なお、「特にない」と回答した方が256名（38.7）と最も多く挙げられました。

（2）相談について

○困りごとがある方の相談状況（有効回答数 = 372）

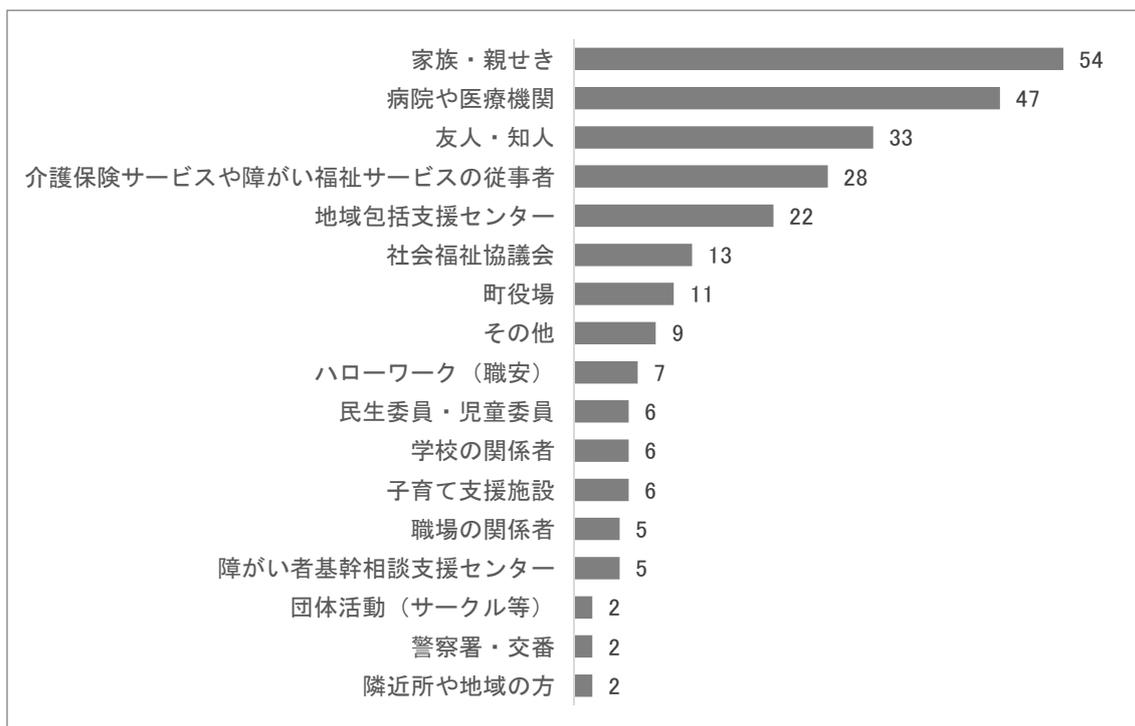
	回答数	割合
相談した	128	34.4%
相談していない	231	62.1%
未回答	13	3.5%
合計	372	100.0%



家庭で抱えている困りごとがある方372名のうち、相談したことがある方は128名（34.4%）であり、およそ3名に1名程度にとどまっています。

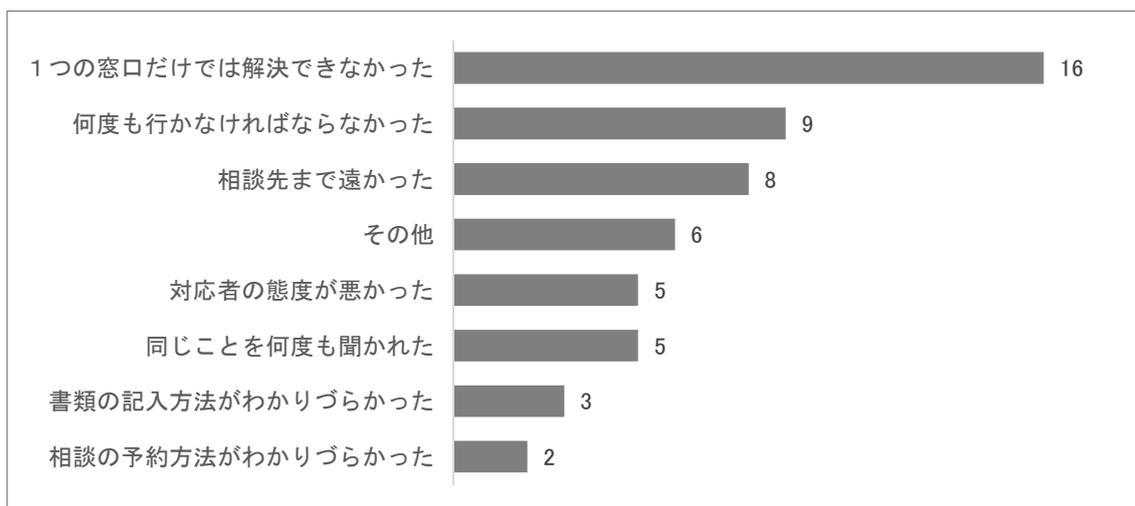
第3期矢巾町地域福祉計画

○困りごとの相談先【複数回答】（有効回答数 = 144）



困りごとの相談先として最も多かったのは「家族・親せき」(37.5%)、次いで「病院や医療機関」(32.6%)となっています。なお、「その他」の意見として、司法書士や消費者相談センター等が挙げられています。

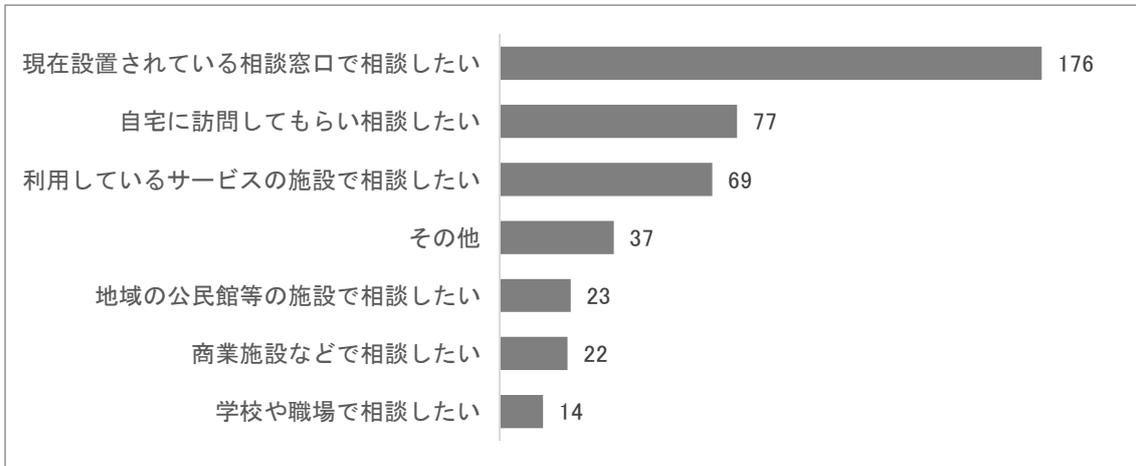
○相談した際に困ったこと【複数回答】（有効回答数 = 144）



相談した際に困ったこととして挙げられた中では、「特にない」と回答した方が92名(63.9%)と最も多くなっています。何らかの困りごとがあると回答した中では、相談したことがある方144名のうち16名(11.6%)が、「1つの窓口だけでは解決できなかった」という意見を挙げています。

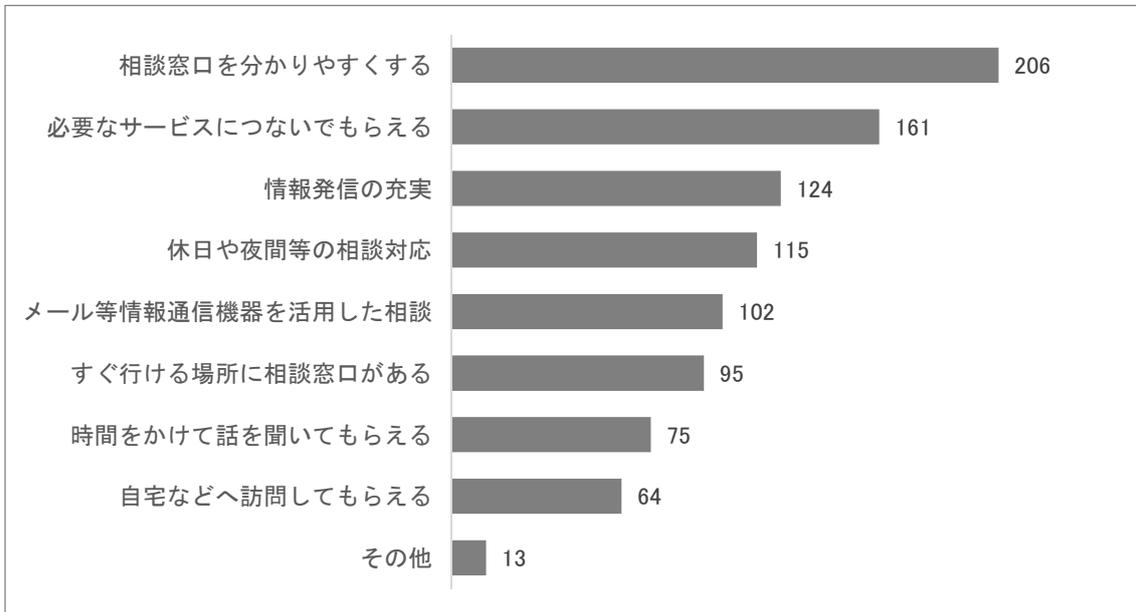
(3) 相談体制のあり方について

○希望する相談場所【複数回答】 (有効回答数 = 662)



希望する相談場所として挙げられた中では、「特にない」と回答した方は、219名(33.1%)と3割を超えており、次いで「現在設置されている相談窓口で相談したい」が176名(10.4%)となっています。なお、その他の意見としては、「相談窓口のワンストップ化」「ネットやオンラインでの相談」「夜間や休日の相談」などが挙げられています。

○相談支援体制で充実を望むこと【複数回答】 (有効回答数 = 662)



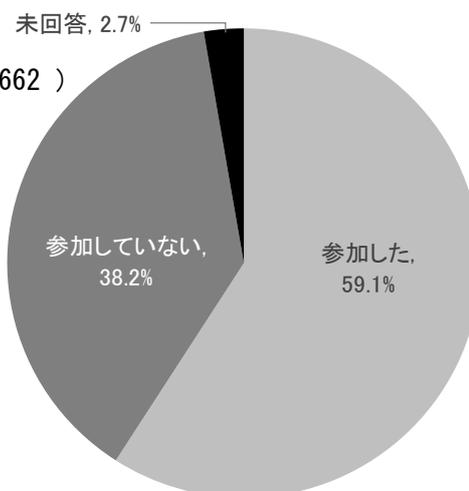
相談支援体制で充実を望むこととして、「相談窓口を分かりやすくする」が206名(31.1%)、「必要なサービスにつないでもらえる」が161名(24.3%)と多くなっています。また、希望する相談場所の「その他」の意見として挙げられた「休日や夜間等の相談対応」やインターネット関連の充実が多い傾向となっています。なお、「特にない」と回答した方は119名(18.0%)となっています。

第3期矢巾町地域福祉計画

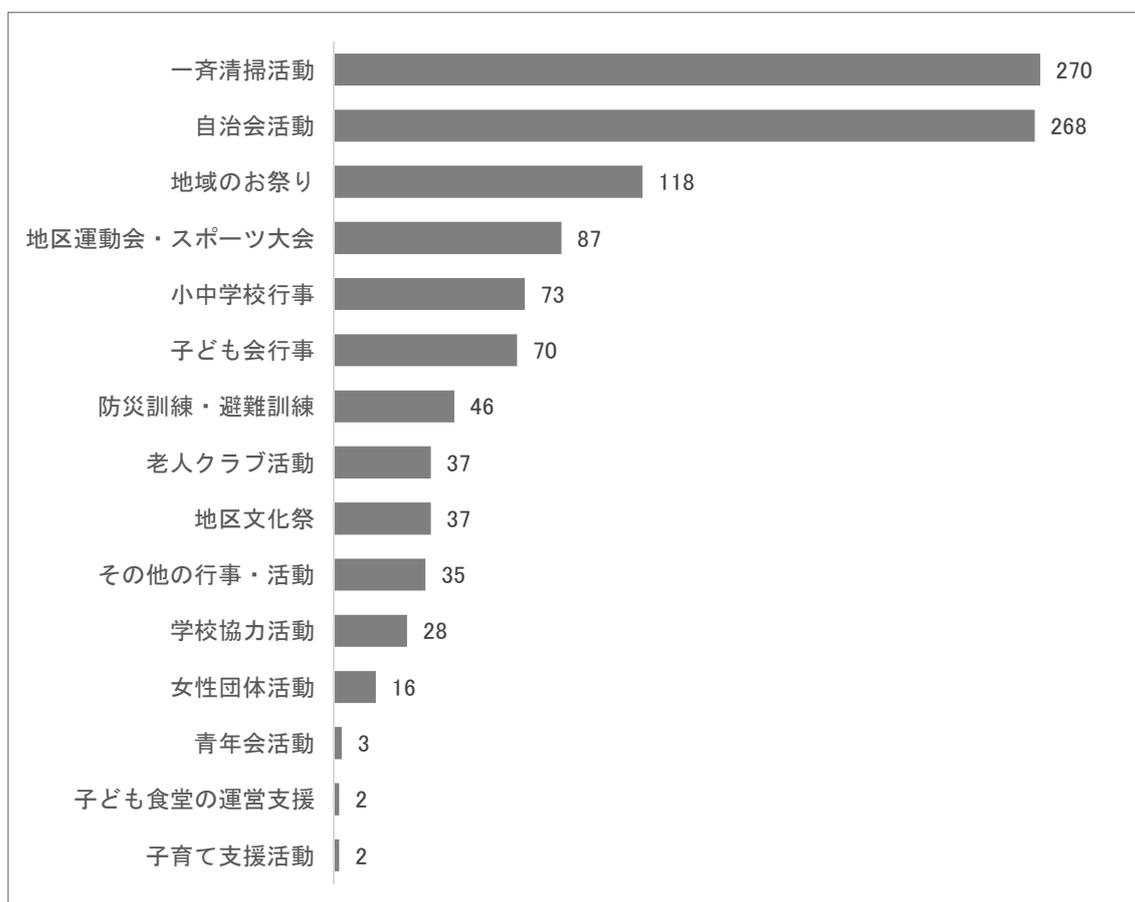
(4) 地域活動への参加状況について

○地域活動に参加していますか。(有効回答数 = 662)

	回答数	割合
参加している	391	59.1%
参加していない	253	38.2%
未回答	18	2.7%
合計	662	100.0%



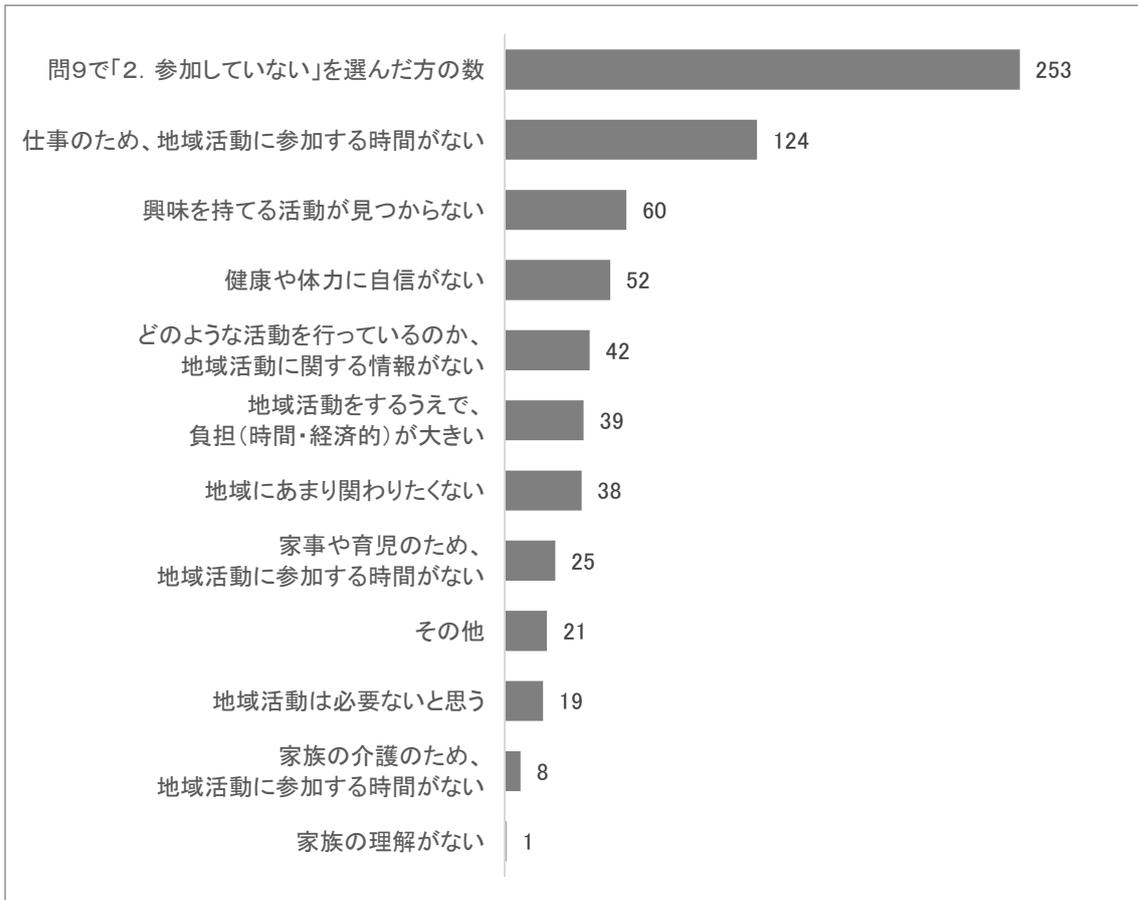
○参加している地域活動の内容(複数回答) (有効回答数 = 391)



全体の約6割の方が地域活動に参加しており、参加している地域活動の内容として「一斉清掃活動」(69.1%)や「自治会活動」(68.5%)が多数となっているほか、子どもに関する活動も多く挙げられています。

また、「その他の行事・活動」として、サークル活動やスクールガード、ボランティア活動等が挙げられました。

○地域活動に参加しない理由（複数回答）（有効回答数 = 253）



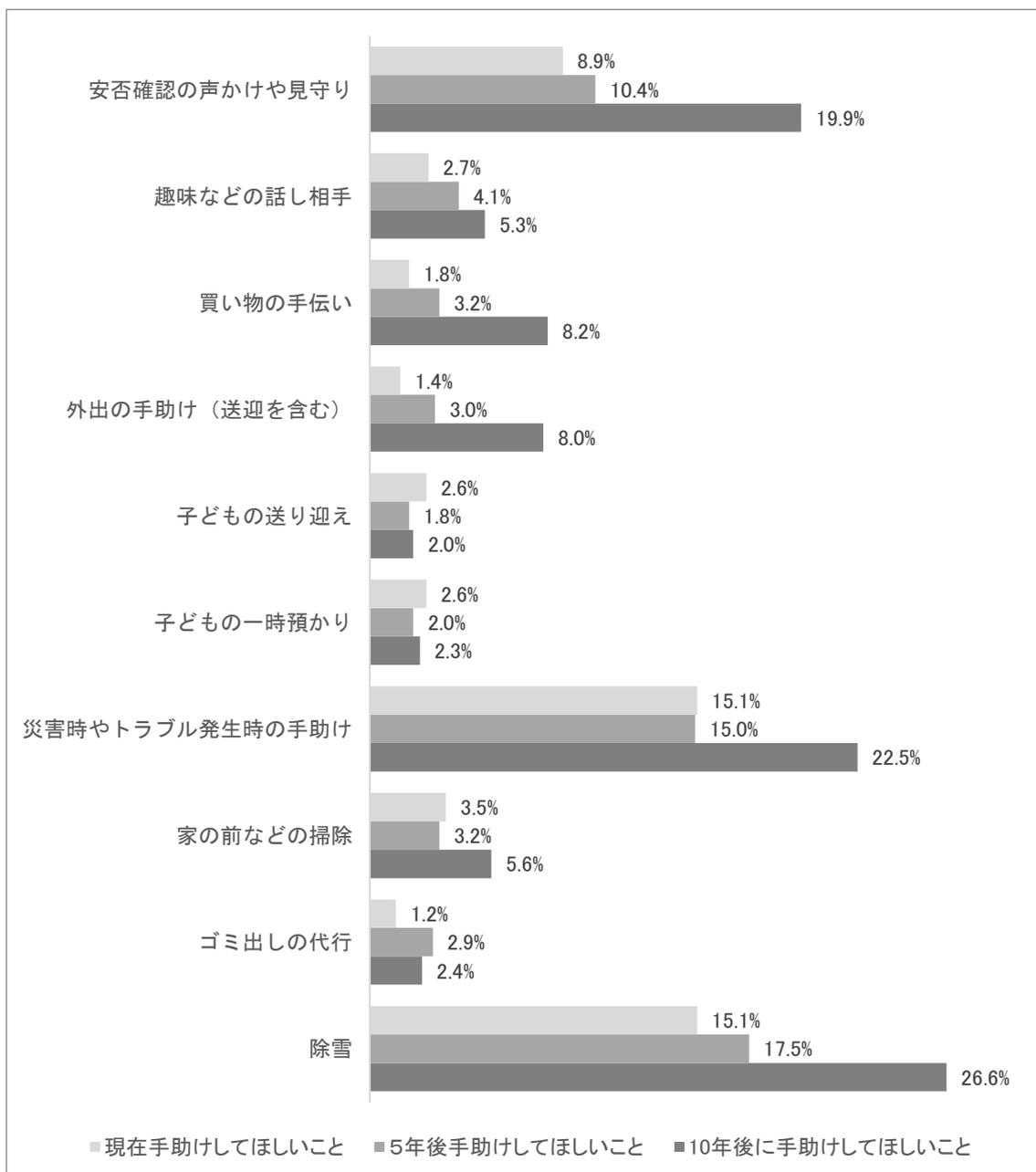
地域活動に参加しない理由として、「仕事や家事、育児等のため地域活動に参加する時間がない」、また「健康や体力に自信がない」という意見が多くなっている一方で、「地域にあまり関わりたくない」「地域活動は必要がないと思う」という意見も挙げられています。

「こんな活動があったら参加したい」と思う活動

- ・フレイルにならないような優しいスポーツ、レクリエーション、ストレッチなど
- ・体力づくり、ヨガ、ピラティス
- ・あまり長くないお話し会や楽しく笑える活動
- ・将棋会

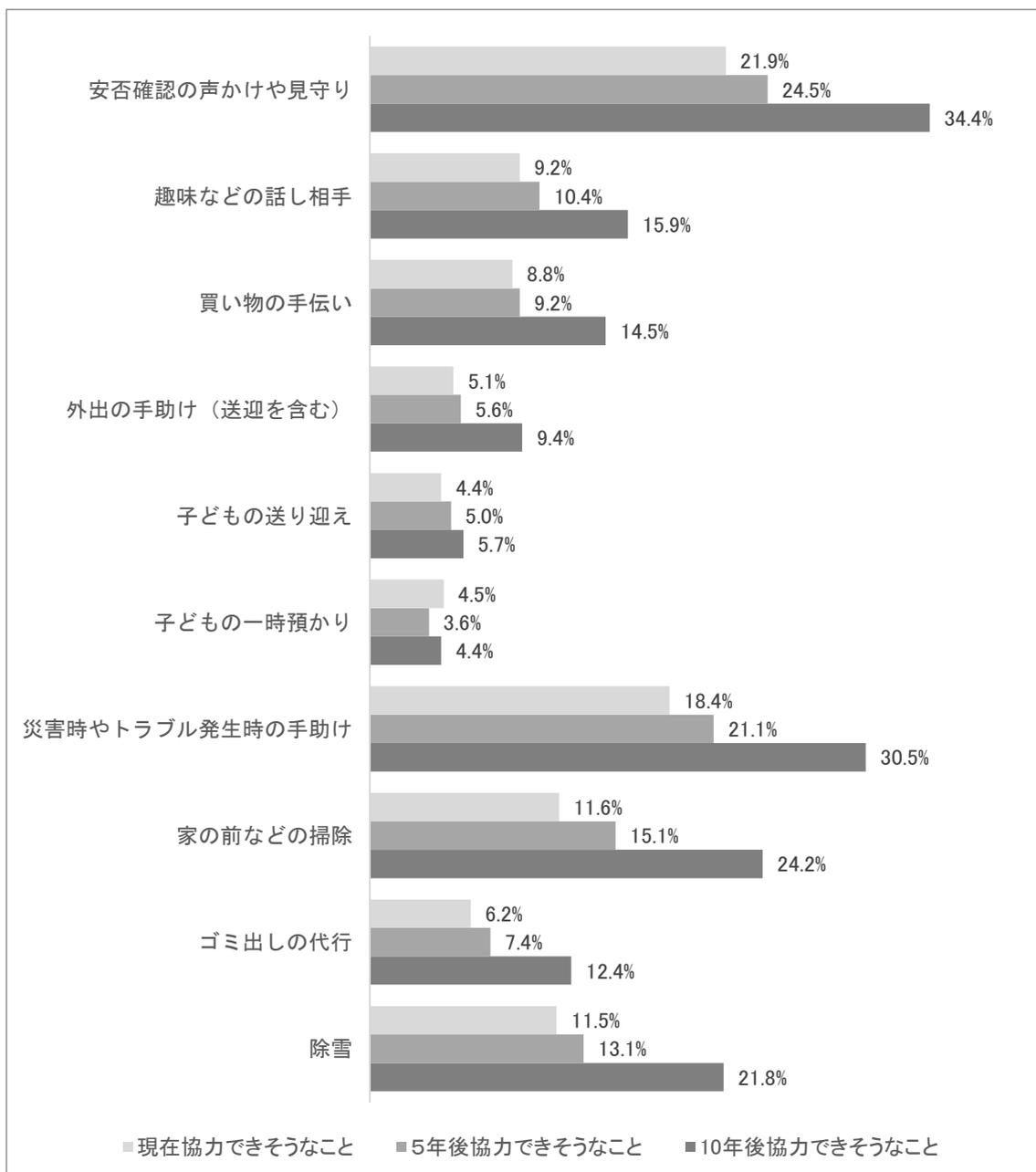
第3期矢巾町地域福祉計画

○地域の方に手助けしてほしいこと（複数回答）（有効回答数 = 662）



地域の方に手助けしてほしいこととして、「除雪」が最も多くなっており、現在よりも5年後、10年後と年数の経過に伴い、より手助けを希望する意見が増加しています。また、「災害時やトラブル発生時の手助け」や「安否確認の声かけや見守り」が多く挙げられていました。

○自分自身が地域で協力できそうなこと (有効回答数 = 662)



自分自身が地域で協力できそうなこととして、手助けしてほしいことと同様に、「安否確認の声かけや見守り」や「災害時やトラブル発生時の手助け」、「除雪」が多く挙げられました。中でも、有事の際の安否確認や手助けに関する値が高くなっており、共助の意識が高いものと考えられます。また、「家の前などの掃除」が比較的多く挙げられました。

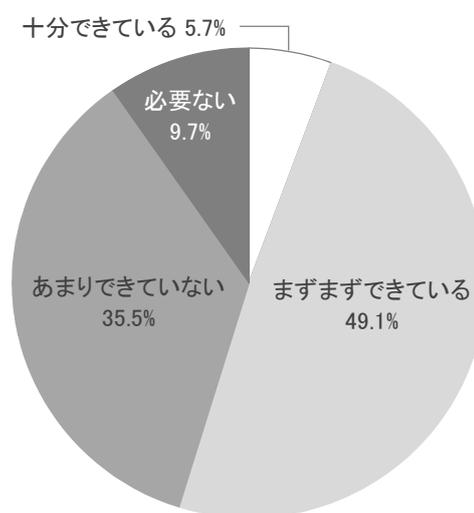
「地域の方に手助けしてほしいこと」と「自分自身が地域で協力できそうなこと」を比較してみると、全体的に「自分自身が地域で協力できそうなこと」の方の割合が高くなっています。また、いずれにおいても、現在よりも5年後や10年後と年数の経過に伴い、より高い数値となっています。

第3期矢巾町地域福祉計画

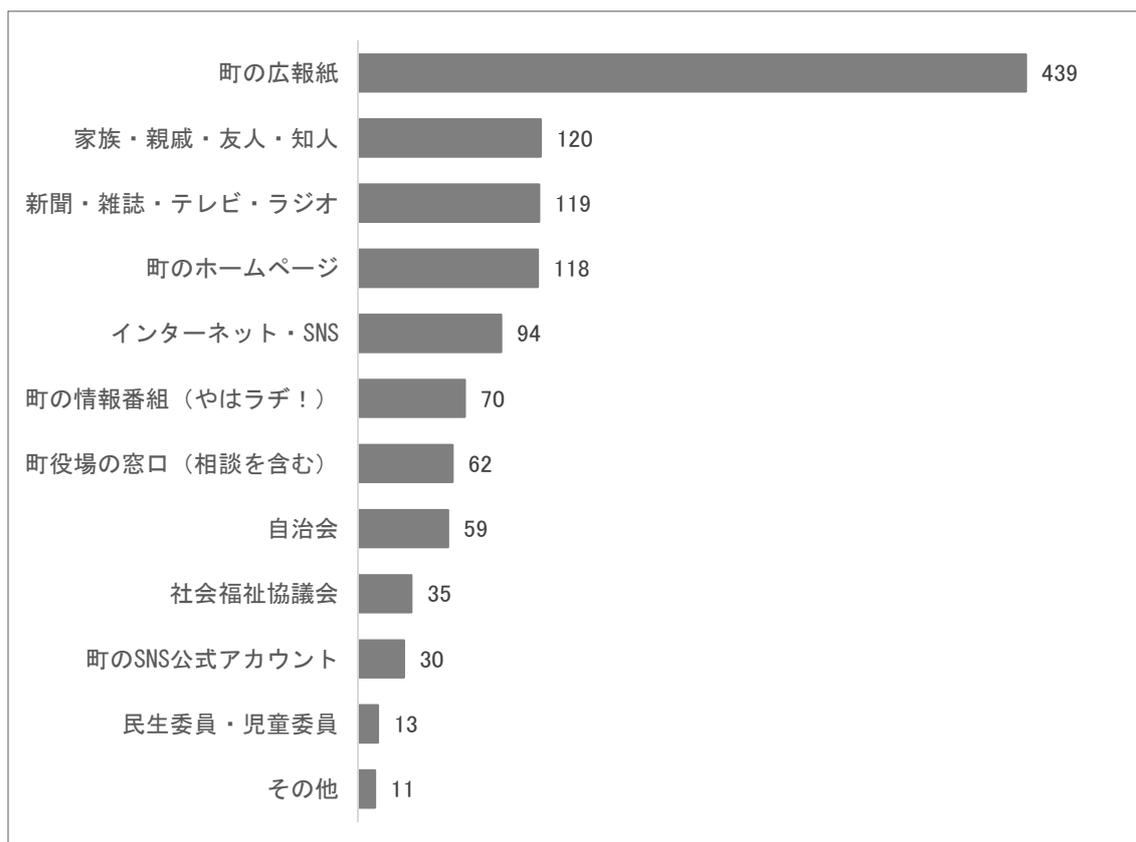
(5) 福祉関連の情報発信について

○福祉関連情報の入手状況 (有効回答数 = 617) 十分できている 5.7%

	回答数	割合
十分できている	35	5.7%
まずまずできている	303	49.1%
あまりできていない	219	35.5%
必要ない	60	9.7%
合計	617	100.0%

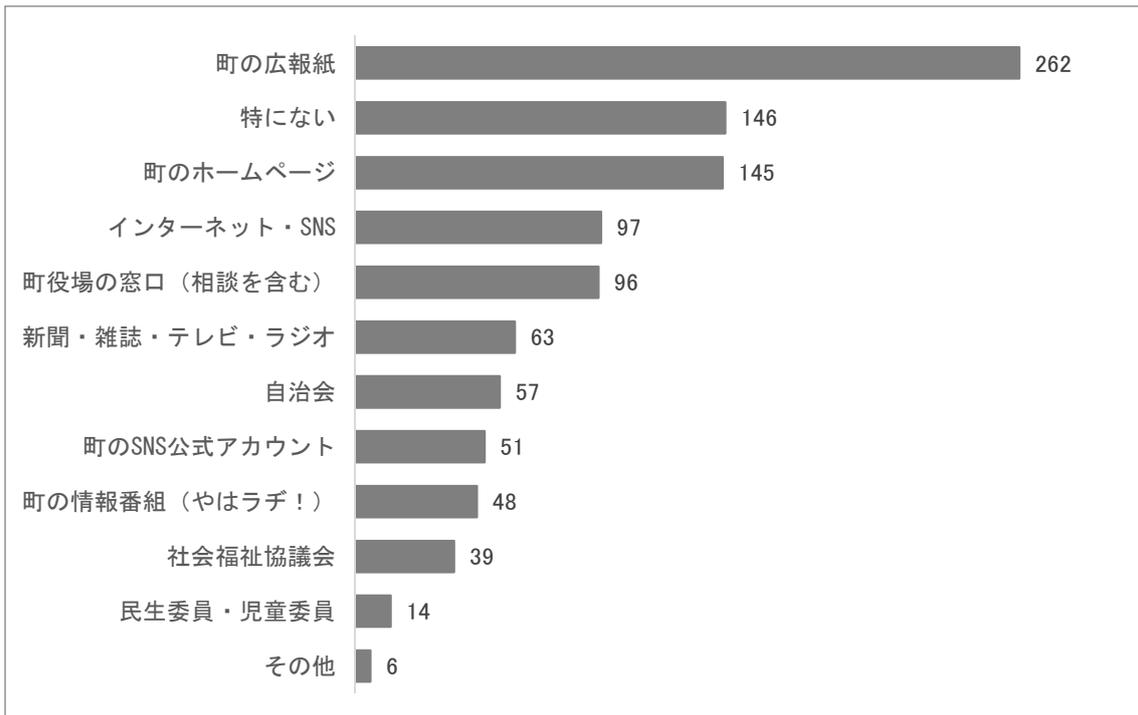


○福祉関連情報の入手方法 (複数回答) (有効回答数 = 662)



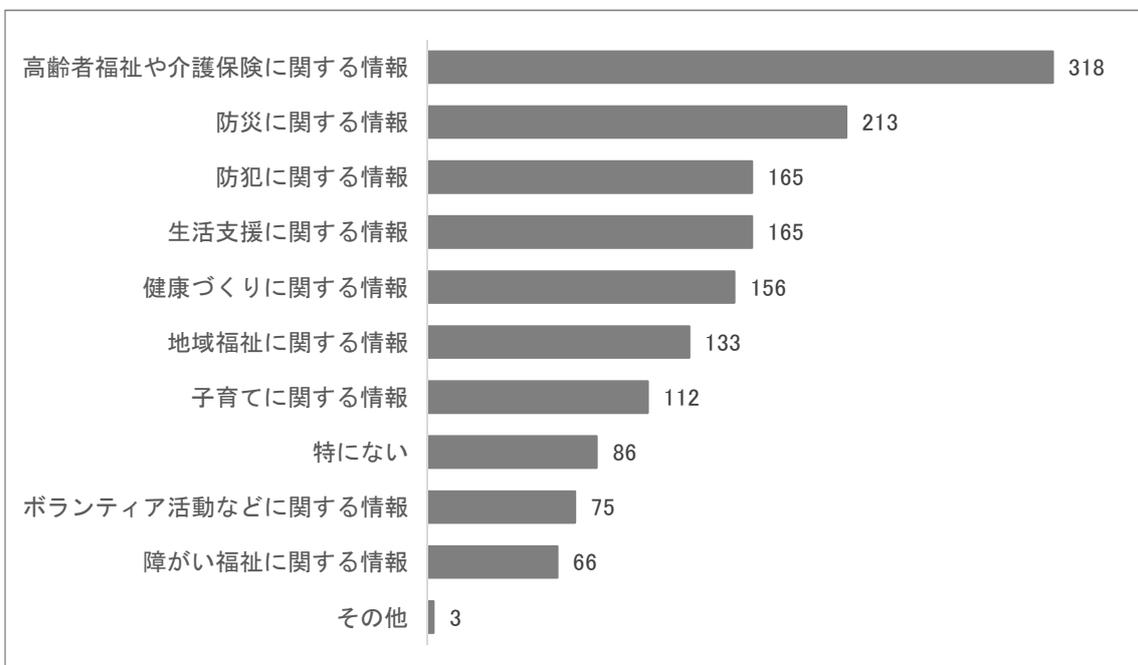
福祉関連情報の入手方法として、「町の広報紙」が最も多く、439名(66.3%)となっています。また、「町のホームページ」(17.8%)や「インターネット・SNS」(14.2%)といったインターネットを通じた方法も多く挙げられています。

○充実させてほしい情報（複数回答）（有効回答数 = 662）



充実させてほしい福祉関連の情報として、その入手方法と多く挙げられた「町の広報紙」や「町のホームページ」、「インターネット・SNS」が同様に多くなっています。

○福祉制度や活動内容について知りたい情報（複数回答）（有効回答数 = 662）



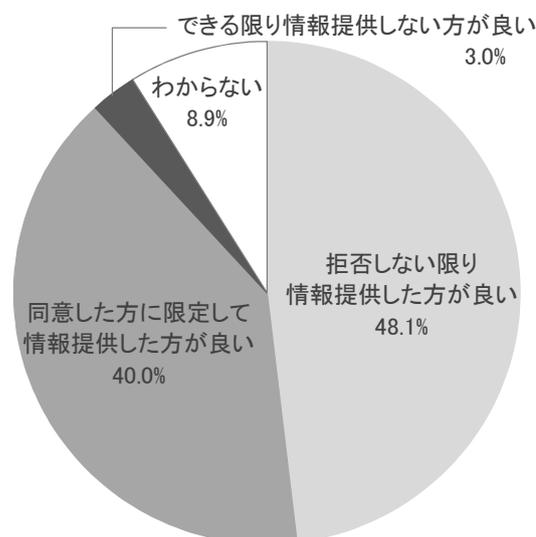
福祉制度や活動内容について知りたい情報として、「高齢者福祉や介護保険に関する情報」が最も多く318名（48.0%）となっています。また、「防災に関する情報」や「防犯に関する情報」も多く挙げられており、3割前後の方が回答しています。

(6) 災害時避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて

○災害時避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて (有効回答数 = 607)

	回答数	割合
緊急時の安否確認等に活用できるようにするため、本人や家族が情報提供を拒否しない限り、提供した方が良い	292	48.1%
本人や家族が情報提供に同意した方に限定して、提供した方が良い	243	40.0%
プライバシーに関わるものであるため、できる限り提供しない方が良い	18	3.0%
わからない	54	8.9%
合計	607	100.0%

「本人や家族が情報提供を拒否しない限り、提供した方が良い」という意見が最も多く、「同意した方に限定して、提供した方が良い」と合わせると、全体の約9割の方が情報提供した方が良いという回答となりました。しかし、一方で、プライバシーや情報管理を危惧する意見が見受けられました。



それぞれの選択肢を選んだ理由（主なもの）

「1 本人や家族が情報提供を拒否しない限り、提供した方が良い」と答えた方

- ・命を最優先に考えるべきである。
- ・正確な情報により救助や支援を迅速に行うことができるため。
- ・迅速かつ効率的な避難・支援行動を行うためには、反対する理由がないため。緊急時という条件を限定されていれば支障があるとは感じない。

「2 本人や家族が情報提供に同意した方に限定して、提供した方が良い」と答えた方

- ・緊急時に迅速に対応できるようにするため情報を提供した方が良いと思うが、あくまでもプライバシーを優先に考えるべきである。
- ・本人や家族の意向を尊重するため。
- ・プライバシーに関わるので、本人や家族が同意した場合には良いと思う。

「3 プライバシーに関わるものであるため、できる限り提供しない方が良い」と答えた方

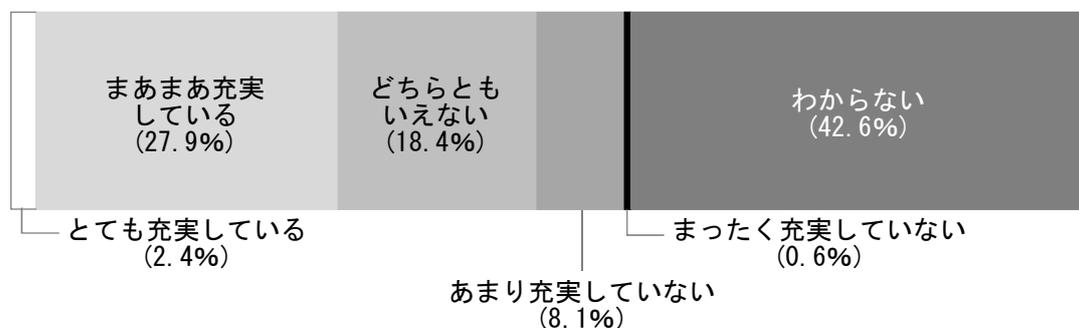
- ・詐欺グループに情報が漏洩するおそれがある。

(7) 町の地域福祉の推進について

○高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など町の地域福祉の充実について

(有効回答数 = 620)

	回答数	割合
とても充実している	15	2.4%
まあまあ充実している	173	27.9%
どちらともいえない	114	18.4%
あまり充実していない	50	8.1%
まったく充実していない	4	0.6%
わからない	264	42.6%
合計	620	100.0%



「わからない」と回答した方が4割を超えており最も回答が多くなっていますが、「とても充実している」「まあまあ充実している」の合計は30.3%でした。反対に「まったく充実していない」「あまり充実していない」の合計は8.9%となっており、町の地域福祉が充実していると感じている方が多い傾向にあります。

○町の地域福祉の推進に向けて、自分自身に取り組むことができそうなことや、取り組んでみたいこと (自由回答) (有効回答数 = 56)

自分自身ができそうなこと	回答数 (件)
近所や子どもへの声掛けや見守り	8
子ども食堂、引きこもり、不登校などの居場所づくり	6
災害や除雪などボランティア	3
近所や公民館などでの交流、話し相手	3

そのほかの回答として、買い物や送迎支援、自身の健康維持などがあり、中でも多い回答が、「子育てや仕事が一段落したら協力したい」「何ができるかわからないが協力したい」等といった意見が17件と多く、全体的に福祉活動への前向きな意見が多い傾向です。

第3期矢巾町地域福祉計画

○町の地域福祉の推進に向けた取り組みについてのご意見など（自由回答）

（有効回答数 = 111）

項目	主な内容
高齢 介護 21件	高齢者の買い物や病院に行く交通手段を考えてほしい／バス代が高い／介護認定はきちんと判断してほしい／家族が犠牲にならないよう介護施設の拡充を／介護施設の待機状況や費用を知りたい／高齢で農地管理（草刈り）ができない／年1回くらい高齢者世帯を訪問して話を聞いてほしい
広報 情報 15件	高齢者でも簡単に操作できるホームページやSNSがあればいい／ホームページがわかりにくい／広報はデジタル化もいいが、紙も残してほしい／いろいろな案が出ているようだが、地域に知られていないので積極的に広報を
地域 活動 14件	自治会や地域活動に職員自身が地域に入り、行政が手助けし活性化を図ってほしい／人間関係が希薄で地域の担い手が不足する中、予算化して町が行うことも必要／地域活動が多く負担が大きい／年金暮らしで将来自治会費が払えるか不安／公民館で趣味の活動しており集まる場は必要
子育て 13件	子どもの医療費を無償にしてほしい／高校生までの医療費無料の実現／3歳児未満の保育料がかかる／保護者の就労に関係なく保育園に預けられるといい／ひとり親支援が少ない／子育て世帯を対象とした税金の減税／子どもが気軽にスポーツやアスレチックなど遊べる大きな公園
窓口 6件	夜間や休日に対応してくれる窓口がほしい／共働きで平日の日中に相談に行けない／時間をかけて悩みなど相談できる場所があればいい
まちづ くり 6件	子育て環境や労働環境を改善し、若者世代の定住を／若者世代の流入が増えており、若者の取り組みを活発にさせるべき／町に活気がないので町おこしを／将来を考えれば福祉は必要だが予算を大切に使ってほしい
障がい 病気 4件	難病に対し町独自の支援を／障がい者やうつ病、自殺対策のために一人暮らし世帯への訪問を積極的に取り組んでほしい／フルタイムで働きたいが、療育手帳を持つ子どもがいて、条件に合う仕事が無い
その他 意見 36件	核家族化の時代になり、わかりやすい身近な福祉制度を希望／これから福祉に関心を持ちたい／地域の方がやって下さり感謝／川のそばで氾濫が不安／充実し過ぎで今後の負担にならないように

高齢での困りごとや介護の不安を抱えている意見が約2割と多くなっており、そのうち半数近くの方から高齢者の交通手段に係る支援を望む意見が見られます。また、簡単にわかりやすく情報を得られるような取り組みを希望する意見や、地域活動について、担い手が不足し地域活動を負担に感じ、行政の積極的な介入を希望する意見もありました。

子育てについては、医療費や保育料等の支援や子どもが遊べる大きな公園を希望する意見もありました。

そのほか、休日夜間の相談窓口の要望、若者世代の定住を望む意見、災害に関する意見も挙げられています。

第3節 第2期計画の評価指標に対する進捗状況について

第2期計画で定めた5つの指標と進捗状況は以下のとおりです。

1 生活支援サービスの充実

指標1 計画期間中の新規生活支援サービスの創出事例

目標値 8件 (計画期間中累計)

実績値 10件 (令和5年9月末現在)

【内訳】

買い物支援事業	H29.4 開始 やはば生活支援ネットワークによる買い物送迎支援
おれんじボランティア	H29.4 開始 有償ボランティアによる家事援助等 (総合事業 訪問型サービスBをベースとしているが、 事業対象外の方も利用可能)
おれんじデー	R3.6 開始 誰でも参加できる集いの場をチームオレンジ(主におれんじボランティアが主)が運営。 R4からは、参加者の要望から活動内容の1つに就労系のものも取り入れ活動している。
子どもの「食」支援事業	H29.7 開始 民生児童委員による子どもの学習・生活支援事業参加者に対する軽食(おにぎり等)支援(コロナにより休止)
おしゃべり会	H30.4 開始 R5.3 終了 あすなる会(精神障がい者家族会)によるピアサポート
こびりっこサロン (町社協からの補助事業)	H30.4 創設 主に各地区の「住民主体」を主体とした高齢者サロン事業
エン(縁)ジョイやはば ネットワーク (町からの補助事業)	H31.4 創設 各地域の自治公民館等を活用した支援拠点整備事業
おでかけ送迎サービス	R2.4 創設 在宅の重度身体障がい者等に対し、病院への通院、リハビリ等ボランティアが送迎サービスを行う。
えんじょいサロン	R2.10 創設 R4.3 終了 高齢者に限らず、誰でも集い交流できる場
フードドライブ、サニタリー ドライブ事業	R3.6 創設 食料、サニタリー用品の寄付を募り、さまざまな事業で経済的に困窮し、サニタリー用品を購入することが難しい方に、無料で配布。

第3期矢巾町地域福祉計画

指標2 地域活動に参加している人の割合

計画前調査値	58.1%	
目標値	60.0%以上	
実績値	59.1%	(アンケート調査により集計)

計画期間中に、自分の地域について学び、考えるためのきっかけ作りとするためのコミュニティワークショップを開催したほか、様々な住民参加の互助事業の立ち上げが行われました。

一方で、「仕事や家事、育児等により参加する時間が無い」「興味を持てる活動が見付からない」という理由で地域活動に参加できていない方も多くいることから、そうした障壁の解消に向けた取組が必要となっています。

2 災害時に地域で支えあう体制の構築

指標3 災害時避難行動要支援者に係る個人情報提供同意率

計画前実績値	20.0%	
目標値	50.0%以上	
実績値	32.2%	(令和5年9月末現在)

計画期間中に対象者全員に対して案内文書を送付し、対象者への周知を強化しました。結果的に、同意率は、目標値には及ばなかったものの、一定割合の増加が見られました。

今後は、同意率の向上に加え、個別避難計画の策定に関する取組も求められます。

3 包括的な支援体制の構築

指標4 受理した相談の終結率

計画前実績値	51.7%	
目標値	70.0%	
実績値	78.7%	(令和5年9月末現在)

相談のうち、複合化・複雑化した課題を抱える方が多いことから、引き続き関係機関と連携し、支援を行っていく必要があります。

指標5 自分の困りごとについて、誰かに相談している人の割合

計画前調査値	36.4%
目標値	70.0%以上
実績値	34.4%（アンケート調査により集計）

町では平成28年度から「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組み、複合的な課題を抱える家庭に対する総合相談体制強化に取り組んできました。

重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」を軸に、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につなぐ体制をとったものの、町民に対する「誰かに相談する」という意識付けにはつながっていないことから、相談窓口の周知や相談受付の手段について見直しを行う必要があります。

第3章 矢巾町が目指す地域福祉の姿

各種データやアンケート調査等、矢巾町地域福祉推進審議会でのご意見等をもとに、第3期矢巾町地域福祉計画では、次のような計画の基本理念と目標を掲げます。

1. 基本理念

基本理念

やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり

町では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第3期計画では、地域共生社会の理念及び町総合計画に定められたSDGs（注）の推進方法に則り、国際目標のSDGsの要素を反映し、「誰ひとり取り残さない」福祉のまちづくりを推進することとし、第1期及び第2期計画から引き続き、町、関係団体、町民が共に目指す地域福祉の姿を「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」とします。

（注）Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

（1）人づくり ～地域を支えるひとの育成～

町民一人ひとりが地域の一員として、互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、地域の活動に進んで参加する人材（人財）の育成を行います。

（2）仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

支援を必要とする人が、地域から孤立することなく、確実に適切な支援が受けられるよう、いち早く相談につながり、支援につながる仕組みづくりを推進します。

（3）まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

地域の中で活動する個人、団体がより活躍できるよう支援し、それぞれの活動が地域の活性化につながるようなまちづくりを推進します。

3. 計画の体系

基本目標を実現するため、以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

(1) 人づくり ～地域を支えるひとの育成～

- ・ 地域に根ざした福祉学習
- ・ 子どもの福祉のこころの醸成
- ・ ボランティアの養成、活動支援
- ・ 民生児童委員の活動支援
- ・ 地域福祉活動コーディネーターの育成

(2) 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

- ・ 重層的な相談支援体制の充実
- ・ 福祉サービスの情報発信
- ・ 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 災害時避難行動要支援者の支援

(3) まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

- ・ 福祉行政への住民参画の促進
- ・ 地域住民参画による生活支援の取り組み
- ・ ボランティア団体、NPO 法人への活動支援
- ・ 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実
- ・ 企業の社会貢献活動の促進

4. 重点取組事項

本計画では、ニーズ調査の結果や行政課題、第2期計画において目標に大きく及ばなかった事項などをもとに、重点取組事項として、以下の3点を掲げます。

(1) 重層的な相談支援体制の強化

令和3年度から実施している「重層的支援体制整備事業」を軸に、多機関・他分野との連携を推進し、複合・複雑化した生活課題や狭間のニーズに対応するための包括的な相談支援体制を強化するとともに、町民がそれらにつながるができるよう相談窓口の周知や相談受付の手段について必要な見直しを行います。

(2) 地域におけるつながり・支え合いの基盤づくり

地域コミュニティの強化に向けて、エン(緑)ジョイやはばネットワーク事業を核として、地域でボランティア活動を行う人材の育成や、育成した人材の活動の場の整備を推進し、地域の抱える課題を「我が事」として捉え、地域活動における負担感の軽減や人材不足の解消を図りながら、地域で互いに支え合う体制づくりを進めます。

(3) 防災を通じた地域の見守り・支え合いの促進

近年、全国各地で大規模災害により尊い命が失われる事態が発生していることを踏まえ、地域における平時の見守り、災害時の安否確認・避難支援に生かすことが出来るよう、災害時避難行動要支援者名簿の整備・活用及び個別避難計画の策定等を推進します。

第4章 施策の展開

1. 人づくり ～地域を支えるひとの育成～

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、町民一人ひとりが地域の一員として、互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動（有償・無償を問わず）や地域活動に進んで参加する人材の育成を進めます。

SDGs 目標タグ



1 人づくり

～地域を支えるひとの育成～

1-1 地域に根ざした福祉学習

1-2 子どもの福祉のこころの醸成

1-3 ボランティアの養成、活動支援

1-4 民生児童委員の活動支援

1-5 地域福祉活動コーディネーターの育成

1-1 地域に根ざした福祉学習

現状と課題

地域住民が共に支え合う共生社会の実現のためには、相手を理解し、尊重しようとする意識が大切です。そうした意識を醸成するとともに、地域活動へ参加を後押しするような支援が必要となります。

将来像

地域住民が、年齢や障がいの有無等に関わらず、お互いを尊重し合いながら、地域活動に積極的に関わることができる。

施策の方向性

地域で支援を必要としている人たちへの理解や関心を高め、支え合いや助け合いなどの福祉の意識や、互いを思いやるこころの醸成を図るため、次のような取り組みを行います。

具体的な取り組み

■ 地域における学び・検討の場づくり

町、町社会福祉協議会、コミュニティ、大学・学校等と連携し、地域が抱える生活・福祉課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域の資源を活用して解決を目指すため講座やイベントを企画し、地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。

■ 学校教育における福祉学習の推進

大学・学校と連携し福祉学習を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さを知るとともに、地域福祉に関する理解を深める機会づくりを推進します。

■ 認知症や障がいに関する啓発活動

認知症サポーター養成講座や障害理解啓発事業等を通じて、認知症や障がいについて、町民の理解を深めるための活動を行います。

■ 多様な主体による地域活動

町民の“培ってきた知識や技術を地域活動に活かしたい”という想いを実現するため、希望者に対する支援を行います。

1-2 子どもの福祉のこころの醸成

現状と課題

子どもたちが、命の大切さや人への思いやり、いたわりの気持ちを持ち、社会の中で共に支え合って生きるという「福祉のこころ」や「人権意識」を育むことは重要なことです。

現在、ハンディキャップ体験や施設訪問、支援学校との交流事業等が実施されていますが、そうした機会をどのようにして継続的に確保していくかが課題となっています。

将来像

次代を担う子どもたちが、幼少期から地域に関わる機会を持ち、交流や体験活動などを通じて、思いやりやいたわりの気持ちを育むことができる。

施策の方向性

次代を担う子どもたちの思いやりやいたわりの気持ちを育むため、町社会福祉協議会や人権擁護委員等と連携して、次のような取組を進めます。

■ 「福祉のこころ」を育む活動

町社会福祉協議会が実施するジュニアボランティア体験や地域での奉仕活動を通して、子どもたちの「福祉のこころ」を育みます。

■ 人権意識を高める活動

町や人権擁護委員等による「人権の花運動」や「人権教室」を通じて、子どもたちの「互いを認め合うこころ」を育みます。

■ 「いのちの大切さ人への思いやり」を育む活動

町では自殺対策計画の5つの重点施策である「子ども・若者の対策」として、「ゲートキーパー養成講座」や「SOSの出し方教室」等を実施しており、広報やイベントの開催等を通じて、いのちの大切さや自殺予防に関する普及啓発を行います。

1-3 ボランティアの養成、活動支援

現状と課題

町では、高齢者の生活支援や精神障がい者の地域参加を促進するためのボランティア養成講座を定期的に開催しており、養成講座修了者にはボランティア団体に加入していただき、それぞれの団体での活動が活性化している一方で、団体によっては、ボランティアの高齢化が進み、「担い手不足」や「世代交代が進まない」などの課題が見られます。

アンケート調査の結果を踏まえつつ、ボランティアの養成と個人・団体に対する活動支援を行うとともに、ニーズと社会資源のマッチングの体制を構築する必要があります。

将来像

地域の福祉ニーズに応じて、様々なボランティア活動を担う人材が養成されている。

施策の方向性

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象としてボランティアを養成するため、町と町社会福祉協議会のボランティアセンターが連携して、次のような取り組みを実施します。

■ 年齢層や様々な特性等に合わせたボランティアの養成、活動支援

子どもから高齢者まで幅広い年齢層や、様々な特性がある方が参加できるよう、多様なボランティアの養成研修を実施し、町社会福祉協議会と連携し活動支援を推し進めます。

■ 研修機会の確保

福祉ボランティア活動に必要な知識・技能を習得するための研修機会の確保に努め、必要に応じて、関係団体が開催する研修会の周知・広報を行います。

■ 生涯現役の環境整備

働く意欲のある高齢者等が培った能力や経験を生かし、地域で活躍し続けられる社会環境の整備に努めます。

1-4 民生児童委員の活動支援

現状と課題

民生児童委員は、担当地区の住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行う、地域住民にとって最も身近な相談相手です。

町では、委員としての経験年数や役職に応じた研修会への派遣や、外部講師による自主的な研修をとおして人材育成を実施していますが、地域住民の抱える生活課題の多様化、複雑化により、委員に期待される役割が増え、負担感が増していることなどが課題となっています。

将来像

民生児童委員と町が必要な情報を共有し、各種相談支援機関や地域と協力しながら、地域住民の生活上の困りごとに応じた適切な相談・支援を行うことが出来る。

施策の方向性

住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見や迅速かつ適切な相談支援などを行う民生児童委員の活動を充実・強化するため、次のような取り組みを進めます。

■ 適切な情報提供・情報管理の徹底

民生児童委員のより充実した活動につなげるため、適切な情報管理の下で、地域で支援を必要とする方々の情報等を提供します。

■ 地域内での連携支援

各地区の民生児童委員や自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動が行えるよう支援します。

■ 民生児童委員の活動を支える体制整備の検討

民生児童委員の負担軽減を図るため、退任委員によるサポートや協力員制度など、民生委員の活動を支えるための体制整備などを検討します。

■ 啓発活動の実施

地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や活動内容について町民へ周知を図り、担い手確保や後継者育成を行います。

1-5 地域福祉活動コーディネーターの育成

現状と課題

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課題を的確に把握し、支援の内容や方法を検討する際に中心的な役割を担う事ができる地域福祉活動コーディネーターを育成・配置することが必要です。

現在、町の職員で養成講座を修了した者は、3名であることから、養成研修への派遣を継続し、人材育成・確保を図る必要があります。

将来像

地域福祉を充実させるため、地域の社会資源を活かし、様々な福祉ニーズに対応し、地域福祉活動をコーディネートできる人材が複数の関係部署・関係機関に配置される。

施策の方向性

地域福祉活動コーディネーターを育成するため、次のような取り組みを進めます。

■ 地域福祉活動コーディネーターの育成

岩手県社会福祉協議会主催の地域の福祉課題の理解や活動のノウハウ習得等を目的とした養成研修等に、町職員等が参加し技能の取得と先進事例の情報収集に努めます。

■ 組織を越えた活動展開

地域福祉活動コーディネーターが、所属組織に留まらず、地域福祉の視点を取り入れた活動を広く展開できるよう、フォロー体制を整備します。

また、関係部署・関係機関の研修修了者が互いに協力することで、それぞれの組織の強みを活かした地域福祉活動を実践します。

2. 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制を整備するほか、介護、障がい、子育て、生活困窮などの分野別のフォーマルな福祉サービスのみならず、住まい、就労、家計などのインフォーマルな支援までを含めた包括的な生活支援を行う仕組みを作ります。

SDGs 目標タグ



2 仕組みづくり

～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

2-1 重層的な相談支援体制の充実

2-2 福祉サービスの情報発信

2-3 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

2-4 成年後見制度の利用促進

2-5 災害時避難行動要支援者の支援

2-1 重層的な相談支援体制の充実

現状と課題

本町では、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を開始し、関係機関や地域の支援者等との連携により、分野を問わない相談の「受け止め」と必要に応じた適切な機関へ「つなぎ」による「断らない相談支援」に取り組んでおります。

社会的孤立や8050問題、ひきこもりなどの「複合・複雑化した生活課題や制度間の狭間のニーズを抱えながらも、必要な支援が行き届いていない方」への支援が今後の課題です。

将来像

関係機関や地域の支援者等が連携した総合相談体制の整備により、地域のセーフティネットを強化し、誰もが地域住民の一員として社会的に孤立することなく、必要な支援や情報提供を受け、安心して地域で生活することができる。

施策の方向性

「重層的支援体制整備事業」を軸として、町全体の支援機関・地域の関係者の連携による「断らない相談支援」の体制を強化します。

■ 人材の養成

複合・複雑化した生活課題や狭間のニーズを整理した上で、相談者と支援関係機関あるいは、支援関係機関同士の調整役を担う人材の育成を進めます。

■ アウトリーチ支援の充実

個人情報保護に最大限配慮した上で、支援に行き届いていない方の実態把握、情報共有を図り、早期介入による問題の深刻化の防止を図ります。

■ 多機関・多分野連携の強化

情報共有シートの活用や、多分野による共同研修の機会を確保するとともに、消費者行政、労働、住宅、教育、司法など様々な分野の団体との連携強化を図ります。

■ 総合的な相談体制の情報提供の推進

困り事の相談窓口等を町ホームページや広報、チラシ等様々な方法で分かりやすいように町民に周知し、情報発信を行います。

2-2 福祉サービスの情報発信

現状と課題

福祉サービスに関する情報は、インフォーマルサービスを含めると極めて多岐にわたっており、一元的に情報を入手するのは非常に難しい状況になっています。

また、年代や生活習慣によって、情報を得るための手段も異なっていることから、特定の手段に限定せず、様々な手段を用いて、情報発信を行っていく必要があります。

将来像

利用したい福祉サービスの情報を容易に得ることができるよう、福祉サービスの情報が、様々な媒体を利用した的確に発信されている。

施策の方向性

誰もが、自身が必要とする情報をできる限り容易に得られるよう、次のような取り組みを進めます。

■ 利用者の特性に応じた情報提供

利用者の特性に配慮し、拡大印刷やフリガナの使用、音声や図を活用した情報提供に努めます。また、窓口における筆談対応や助聴器の活用に係る体制を推進します。

■ 多様な媒体の活用

広報誌やホームページ、SNS、町情報ラジオ番組などを活用し、それぞれの媒体の特性を活かした情報発信を行います。

2-3 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

現状と課題

高齢者や障害者のみで構成される世帯、多くの子どもを抱えるひとり親世帯が増加する中で、生活保護制度等による支援を必要とする家庭が増えています。

上記のほか、8050 問題を抱える世帯や長期離職者など、生活困窮に陥るリスクの高い世帯に対するセーフティネットを整備するため、福祉分野に限らず様々な分野の団体と連携することが求められています。

将来像

生活保護受給者や生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援を行うことで、できるだけ早期に生活課題が軽減・解消され、安心して自立した生活を営むことができる。

施策の方向性

生活課題の軽減・解消のため、盛岡広域振興局（生活保護の実施機関）や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、次のような取り組みを進めます。

■ 様々な制度の活用

様々な支援機関と連携し、就労支援やその他の給付・補助制度を活用することで、自立した生活が送れるよう支援します。

■ 貧困の連鎖の防止

個々の状況に応じた適切な支援策を包括的に提供するとともに、貧困の連鎖を防止するため、学習支援プログラムをはじめとした子どもに対する支援を進めます。

■ 他分野との連携

生活困窮者自立相談支援事業の実施機関とともに、福祉分野に限らず、消費者行政、労働、住宅、教育、司法など様々な分野の団体と連携を図ります。

■ 生活保護受給者への支援

生活保護受給者に対しては、盛岡広域振興局のケースワーカーと連携し、個々の状況に応じた生活支援を行います。

2-4 成年後見制度の利用促進

現状と課題

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が安心して地域で生活するためには、各種手続きの援助とともに、本人が有する財産や様々な権利を擁護する必要があります。

本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人を選任する成年後見制度については、身上監護に依じられる成年後見人が少ないこと、手続きが複雑で利用されにくいことなどが課題とされています。

また、本人と社会福祉協議会との契約により、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続きの援助を行う日常生活自立支援事業については、利用希望者（待機者）が多く、早急な利用開始が難しいことなどが課題とされています。

将来像

認知症や障がい等により判断能力が不十分となっても、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用しながら本人の自己決定や意思決定ができ、住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしく生活を継続し社会参加ができる。

施策の方向性

判断能力が十分でない人でも地域で自立した生活を送ることができるよう権利擁護制度の利用を促進するため、次のような取り組みを進めます。

■ 中核機関（盛岡広域成年後見センター）の運営

周辺市町と共同で設置した盛岡広域成年後見センターにおいて、権利擁護に関する専門的な相談、制度利用の支援、成年後見人等の担い手の育成などを行います。

■ 周知・啓発活動の強化

制度及び相談窓口を住民や関係者へ広く周知し、理解啓発と利用促進を図ります。

■ 町長申立の活用

町長申立制度を活用し、親族申立が困難な方に対して、制度利用を支援します。

2-5 災害時避難行動要支援者の支援

現状と課題

障がいをお持ちの方や要介護認定を受けている方など、災害時に、自分または家族の力だけで避難することが困難で、何らかの助けを必要とする方（「避難行動要支援者」）を支援するために、そうした方々の名簿を作成し、本人の同意に基づき、地域の支援者に情報提供しています。

地域における名簿の活用や個別避難計画の作成が今後の課題となっています。

将来像

災害時に自力で避難することが困難な住民を、普段から地域で見守り、いざという時に素早く支援できる仕組みが地域に定着している。

施策の方向性

災害発生時等において要支援者の避難支援が的確に行われるよう、次のような取り組みを進めます。

■ 避難行動要支援者名簿の登録・活用の促進

対象者及び関係者に対し、引き続き避難行動要支援者名簿制度の周知を図り、登録率の向上に努めるとともに、地域における町、町社会福祉協議会、民生児童委員、コミュニティ等の連携による、名簿を活用した平時からの見守りの仕組みづくりを促進します。

■ 個別避難計画の作成

福祉専門職をはじめとした関係者と連携の上、より優先度の高い方から個別避難計画の作成に取り組みます。

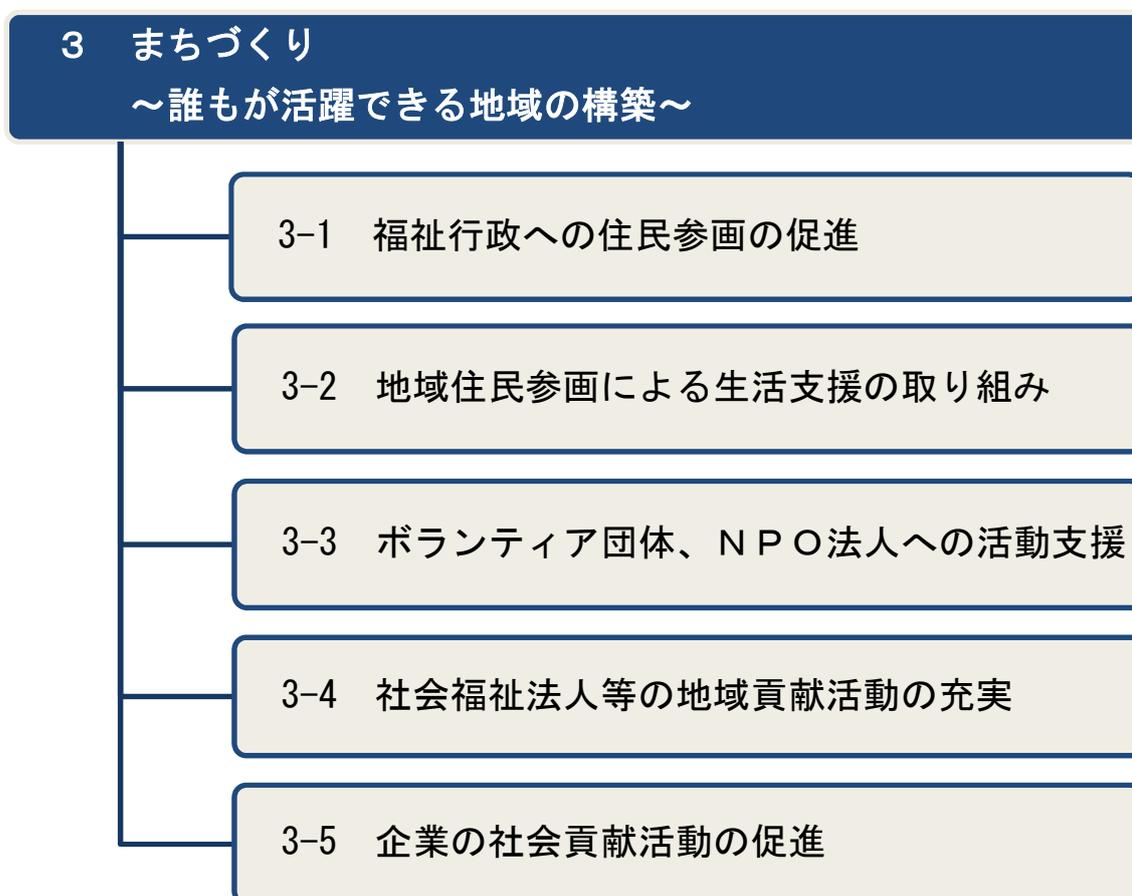
■ 関係機関とのネットワークづくり

災害発生後にボランティアなどによる支援が効果的に行われるよう、平常時から、社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部などの関係機関とネットワークの構築を図り、ボランティアを円滑に受け入れられる体制づくりを進めます。

3. まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

個人、団体がより一層活躍できる地域づくりを進め、住民参加による生活支援サービスの創出や社会福祉法人・企業による地域貢献活動の実施を促すことで、地域活性化の好循環につながります。

SDGs 目標タグ



3-1 福祉行政への住民参画の促進

現状と課題

住民主体の地域福祉の推進のためには、住民に対するアンケート調査や、各種委員会・検討会への住民代表の参加、更には説明会やパブリックコメントの実施により広く計画・事業に対する意見を募るなど住民が関わることのできる機会を増やすことで、地域住民が福祉行政に関心を持ち、主体的に参画できる開かれた環境を作っていく必要があります。

将来像

住民の生活に関わる社会福祉行政分野の計画や施策の立案、実施、評価等に地域住民が参画できる仕組みが整備され、住民の意見を反映することができる。また、身近な生活支援活動やサービスが、住民の参画により運営されている。

施策の方向性

福祉行政への住民参画を促進するため、次のような取り組みを進めます。

■ 計画策定における住民参画

公募委員の選定など各種福祉計画の検討過程から地域住民が関与できる仕組みの検討を進め、住民参画の機会を増やします。

■ 福祉行政への関心、理解の向上

住民参画の意識啓発を図るため、広報やホームページを活用した情報提供を行うとともに、福祉行政への関心、理解の向上を目的としたイベントなどを開催します。

■ 生活支援における住民参画

町と町社会福祉協議会が連携し、公的な福祉サービス以外に、住民参加で生活支援を運営・実施できる仕組みづくりを支援します。

3-2 地域住民参画による生活支援の取り組み

現状と課題

買い物や雪かき、子育てなど、日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスによる支援だけでは賅いきれない部分を、住民同士の支え合いにより補っていく必要があります。

地区公民館などを活用したサロン事業などを通して、それぞれの地域特性に応じた住民同士で支えあう体制づくりが進められていることから、現在の流れを活かしつつ、多様な生活支援サービスが創出されるよう地域への支援を継続する必要があります。

将来像

地域が抱える課題を住民が「我が事」として受け止め、コミュニティの中で解決を図るための生活支援サービスの取り組みが、住民主体で創出できる。

施策の方向性

支援が必要な住民のニーズを把握し、住民主体の生活支援の取り組みを創出して行くため、次のような取り組みを進めます。

■ 生活支援サービスの創出

町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住民主体の生活支援の取り組みの創出や運営を支援する仕組みづくりを促進します。

■ コーディネーター人材の活用

地域の様々な生活上のニーズに応じた生活支援の取り組みの創出や提供につなげるため、小学校区ごとに配置されている生活支援コーディネーター等の活動を推進します。

■ 先進事例の紹介

他地域の実践事例の情報を収集し、先駆的・先進的な事例を紹介することで、各地域の活動の活性化を促します。

3-3 ボランティア団体、NPO法人への活動支援

現状と課題

地域住民のニーズが多様化・複雑化し、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況が増えており、ボランティア団体や福祉事業を行うNPO法人等への期待が高まっています。

各団体が継続して機能的・効果的な福祉活動を行うためには地域住民の協力のほか、団体相互の情報交換や連携、多様な財源の活用などが求められています。

将来像

地域で活動するボランティア団体やNPO法人が、地域のネットワークを活かしながら、住民や行政、他の福祉活動団体と協働し活動している。

施策の方向性

ボランティア団体やNPO法人が、地域の多様な福祉ニーズに対応した福祉活動を展開するため、次のような取り組みを進めます。

■ 活動に対する支援

各団体の活動内容や募集・案内などの情報発信（情報提供）を行うほか、団体の希望に応じた活動場所の確保を支援します。

■ ボランティアコーディネーターの設置

町社会福祉協議会に設置するボランティアセンター及びそこに配置されているボランティアコーディネーター1名を中心として、ボランティア活動の推進に係る情報交換や連携強化を図ります。

■ 多様な財源の活用

活動の目的に応じて利用可能な各種助成制度や基金に関する情報を収集・提供し、財源の確保に努め、機材の更新や事業の拡充につなげます。

3-4 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

現状と課題

社会福祉法人や法人の運営する福祉サービス事業所はサービス提供を行うための専門的な知識や技能などを有しており、そのノウハウを地域に対して活用することは、地域にとって大きな財産となります。

本町においては、町内に拠点を置く社会福祉法人等が、平成29年1月に共同で地域貢献活動に取り組むための「やはば生活支援ネットワーク」協定を締結し、相互に連携した地域貢献活動が実施されています。

将来像

社会福祉法人が、それぞれの運営している事業所が持つ専門的な知識や技能、施設等の機能を活用し、地域の実情に即した地域福祉サービスの提供・創出に貢献している。

施策の方向性

町内の社会福祉法人と情報交換・情報共有を行いながら、地域貢献活動を推進するための取り組みを進めます。

■ 地域特性にあわせた活動の推進

地域の環境変化（経済状況・人口の変化）に対応し、社会福祉法人にふさわしい地域貢献活動が実施されるよう、それぞれの法人を支援します。

■ 情報発信の支援

それぞれの社会福祉法人が実施する活動について、住民に対する情報発信の支援を行います。

■ 「やはば生活支援ネットワーク」の活用促進

町内の社会福祉法人等が連携して実施する活動についても、適切に情報を提供し、利用の拡大に努めます。

3-5 企業の社会貢献活動の促進

現状と課題

企業が社会に果たす役割や責任などの意識の高まりを受けて、ボランティア休暇制度の導入や社員の地域活動への参加奨励、福祉団体に対する資金・資材の提供を行うなど、地域貢献活動に対する企業の理解も深まっています。

行政・企業・住民が、それぞれの活動を互いに把握するのは難しい状況にあることから、積極的な情報提供・情報発信を行い、それぞれのニーズのマッチングを行う機能が求められています。

将来像

社会貢献・地域貢献を重要な使命に位置づける企業が増え、それぞれの企業がその業態に合わせた様々な形で地域に貢献している。

施策の方向性

企業に対し地域貢献活動を促すばかりでなく、実施して良かったと思える環境を整えるため、次のような取り組みを進めます。

■ 企業への理解促進

企業が積極的に社会貢献活動に取り組むよう、理解促進を図ります。

■ 資源とニーズのマッチング

企業の申し出に応じて、様々な資源を地域のニーズに結び付けられるようコーディネートの仕組みづくりを行います。

■ 活動内容の紹介

積極的に社会貢献活動等を行っている企業の活動内容等の周知を図ります。

第5章 重層的支援体制整備事業

1. 事業実施の背景

本町では平成28年度から厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」、平成30年度から「地域力強化推進事業」を開始し、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援を実施するとともに、住民主導型の互助事業の拡大・充実に取り組みできました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）により重層事業が創設されたことから、本町においても、モデル事業で構築した支援体制を生かし、令和3年度から重層事業を開始しました。

2. 重層的支援体制整備事業とは

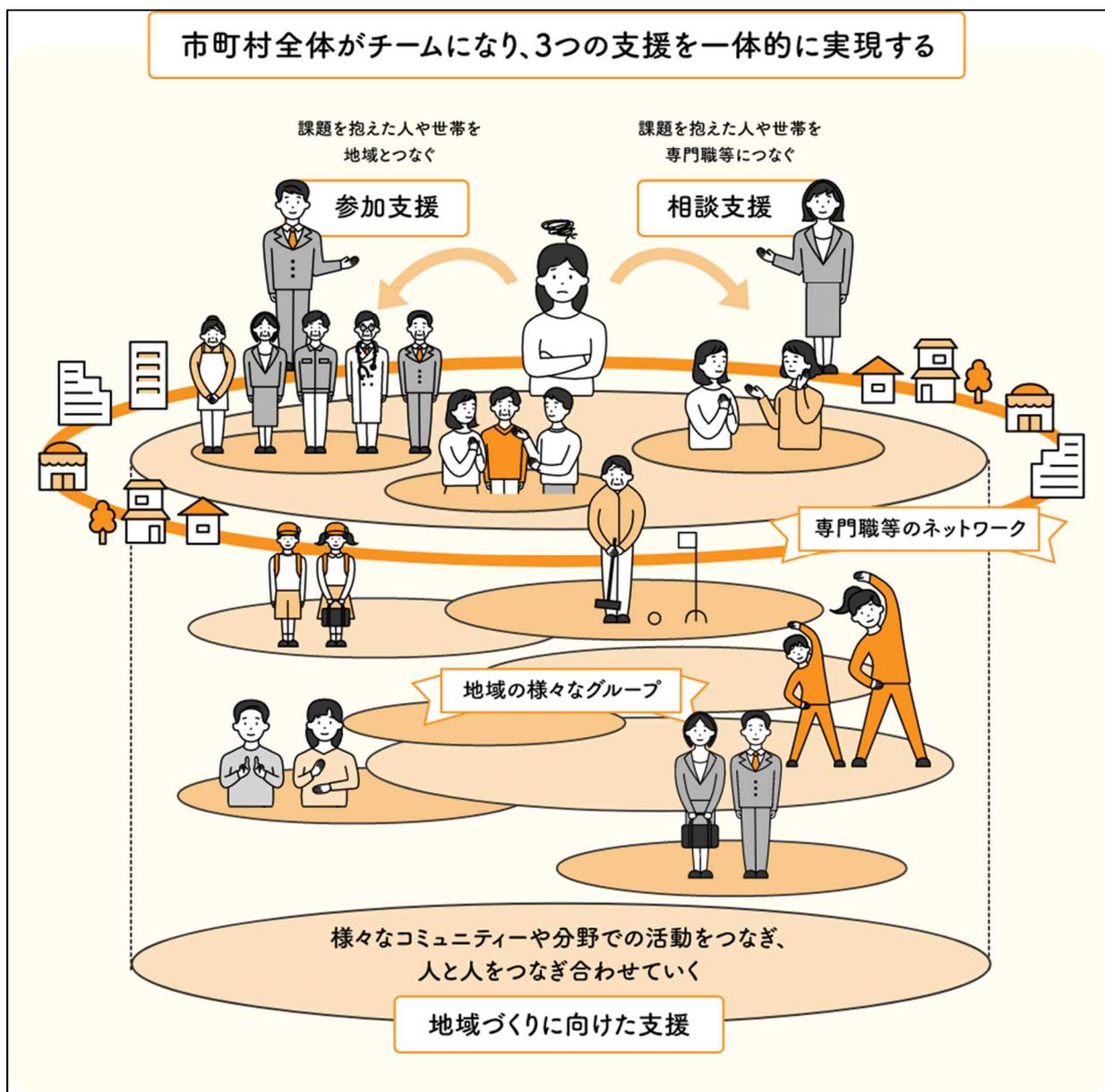
（1）目的

重層事業は、既存の介護、障がい、子育て、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域における重層的なセーフティネットを強化する事業であり、地域共生社会の理念を前提とし、法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務を具体化するものです。

（2）事業の枠組み

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、これらを一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野（介護、障がい、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、法第106条の9）として交付されることとなり、本町においてもこれを財源として、事業を展開します。



重層的支援体制整備事業のイメージ

厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>) から抜粋

3. 重層的支援体制整備事業の各事業について

(1) 包括的相談支援事業

① 概要・実施方法

介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各分野の包括的相談支援事業者が、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

なお、実施体制については、従来の方針ごとの主体（相談窓口）を維持した「基本型」を採用します。

② 実施体制（令和6年3月時点）

分野	事業名（根拠法）	実施方法	設置拠点数
介護	地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで）	委託	1
障がい	障害者相談支援事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3号）	委託	1
子育て	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	町直営	1
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業 （生活困窮者自立支援法第11条第1項）	町直営	1

③ 評価指標

評価項目	実績値	目標値			
	令和5年度 （9月末時点）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
包括的相談窓口の周知（回）	0	2	2	2	2

第3期矢巾町地域福祉計画

(2) 参加支援事業

① 概要・実施方法

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれないニーズに対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

フリースペースカフェ（カフェサロン形式のイベント）を定期的を開催し、ひきこもり等の居場所づくりを行うとともに、そこを拠点として、社会とのつながりづくりに向けた個別の支援プランの作成及びプランに基づいた支援を実施するとともに、新たな支援メニューのづくりやマッチングに取り組めます。

② 実施体制（令和6年3月時点）

事業名（根拠法）	実施方法	拠点設置数	配置人員
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	委託	1	1（兼任）

③ 評価指標

評価項目	実績値	目標値			
	令和5年度 （9月末時点）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支援プラン作成（件）	5	15	18	20	23

(3) 地域づくり事業

① 概要・実施方法

介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

② 実施体制（令和6年3月時点）

分野	事業名（根拠法）	実施方法	拠点設置数
介護	一般介護予防事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号） のうち地域介護予防活動支援事業）	町直営	1
介護	生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項第5号）	一部委託	1
障がい	地域活動支援センター事業 （障害者総合支援法第77条第1項第9号）	委託	1
子育て	地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	委託	3
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	町直営	1

③ 評価指標

評価項目	実績値	目標値			
	令和5年度 （9月末時点）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域づくりに係る取組報告や意見交換を行うイベント開催（回）	0	2	2	2	2

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

① 概要・実施方法

複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない方へ支援を届けるための事業です。支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方（ひきこもり等）を早期に発見し、個別の支援プランの作成及びプランに基づき自宅訪問、同行支援等を実施することで継続的に寄り添い、関係性の構築を行います。

② 実施体制（令和6年3月時点）

事業名（根拠法）	実施方法	配置人員
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	委託	1人

③ 評価指標

評価項目	実績値	目標値			
	令和5年度 （9月末時点）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支援プラン作成（件）	4	12	15	18	20

(5) 多機関協働事業（支援プランの作成を含む。）

① 概要・実施方法

「複雑化・複合化した生活課題」や「狭間のニーズ」を解きほぐし、支援の役割分担、支援の方向性の整理を行う事業です。

本人の同意を得た上で個別の支援プランを作成し、重層的支援会議にて、課題の解きほぐしや支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。

なお、本人同意が得られない場合は、構成員に守秘義務が課された支援会議にて、情報共有等を実施します。

また、矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議において、町全体の包括的な相談支援体制の構築を目的とした協議等を行います。

※支援プランの作成（法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

② 実施体制（令和6年3月時点）

事業名（根拠法）	実施方法	配置人員
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	町直営	1人

③ 評価指標

評価項目	実績値	目標値			
	令和5年度 （9月末時点）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支援プラン 作成（件）	0	3	3	3	3

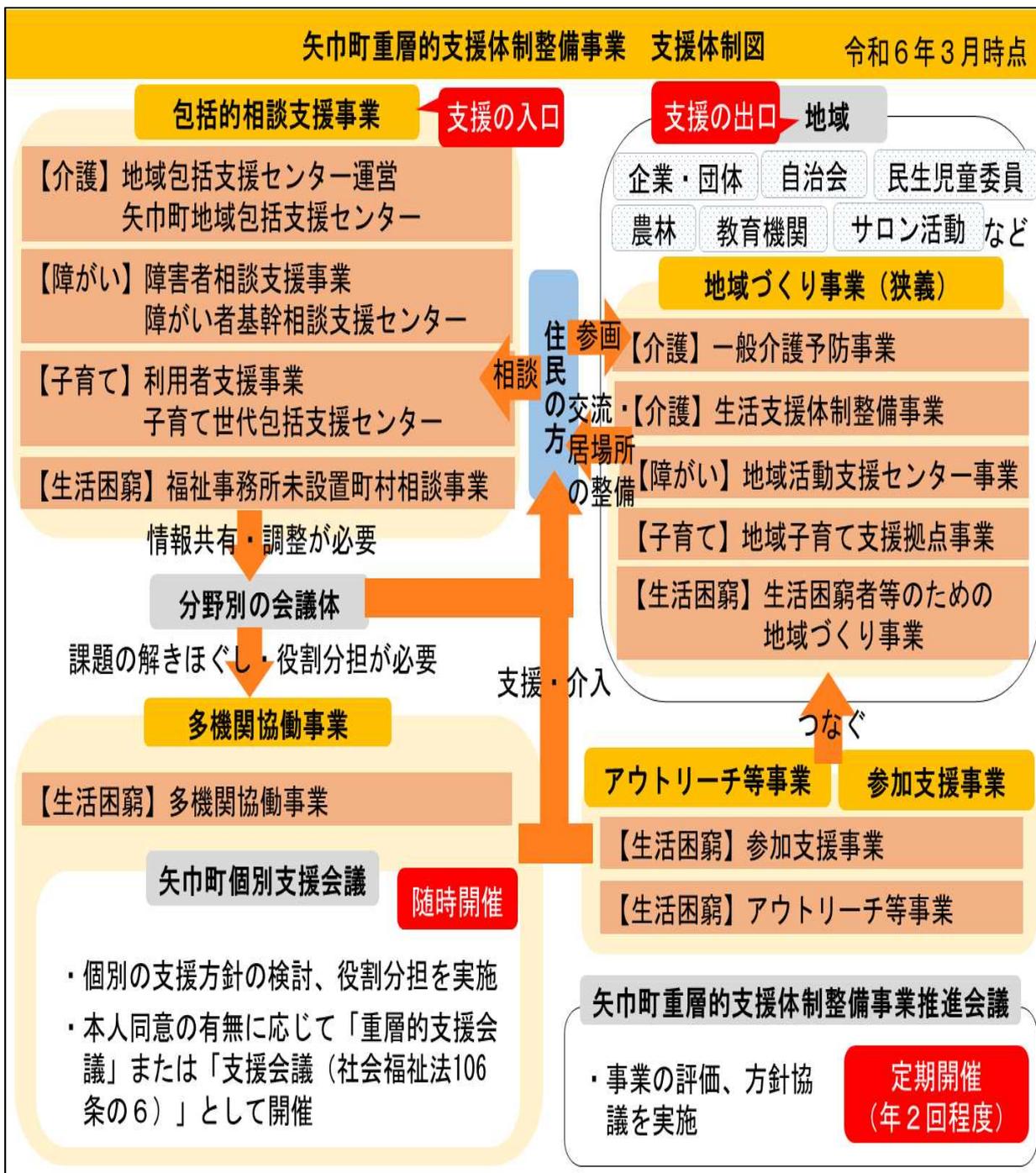
第3期矢巾町地域福祉計画

(6) 矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議

会 議 名	矢巾町個別支援会議	矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議
根 拠 法 等	【本人同意なし】 社会福祉法第106条の6 【本人同意あり】 矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱第4条	矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱第4条
内 容	【本人同意なし】 ・気になるケースの見守り及び支援方針の検討 ・プラン（作成時点で本人同意が得られていないものの支援の必要性あると思われるアウトリーチ等事業のみ）の適切性の協議 【本人同意あり】 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価	・事業全体の実施状況の評価及び実施方針の協議 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
実 施 主 体	直営：福祉課	直営：福祉課
出 席 者	ケースの内容に応じて、町福祉課（多機関協働事業者）が関係機関（者）に出席を依頼する。	町長が委嘱する委員（各支援関係機関の管理者等）
開 催 時 期	随時開催	定期開催 年2回（6月頃、12月頃）
備 考	「複雑・複合化した支援ニーズを有するケース」「狭間のニーズを有するケース」については、各支援関係部署・機関から町福祉課に直接つなぐ。	

令和6年3月時点

(7) 矢巾町重層的支援体制整備事業支援体制図



第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進、評価について

本計画で掲げる3点の重点取組事項について、計画の達成度を評価するための事業実施指標として、5つの指標について指標を設定します。

町総合計画前期基本計画と整合性を図るとともに、第2期計画における指標のうち目標が未達成の指標もあることから、その評価結果に基づきあらためて目標値を設定します。

(1) 生活支援に係る取り組みの充実

指標1 福祉施策全般を「充実している」と感じている方の割合【アンケート調査】

現状値	28.4%	(アンケート調査により集計)
目標値	50.0%	

福祉施策の充実を実感できるよう、各種事業を展開するだけでなく、地域における各種福祉サービスや個人や団体・企業等が実施している活動に係る情報発信の充実を図ります。

指標2 地域活動に参加したことがある方の割合【アンケート調査】

第2期計画前調査値	58.1%	
現状値	59.1%	(アンケート調査により集計)
目標値	60.0%	

地域活動について今回のアンケート調査の「地域活動に参加していない理由」の結果(19ページ)を踏まえ、地域活動に「参加しやすい」あるいは「参加したい」と感じるような取り組みに努めます。

(2) 災害時に地域で支えあう体制の構築

指標3 災害時避難行動要支援者に係る個人情報提供同意率

第2期計画前実績値	20.0%	
実績値	32.2%	(令和5年9月末現在)
目標値	50.0%	

第2期計画前と比較して同意率は上昇しているものの、依然として目標値には達しておらず、より一層の取り組みが必要な状況です。

対象者への周知のほか、現在実施している「情報提供同意者に対する防災ラジオの無償貸与」をはじめとした、庁内や関係機関等と連携した取り組みを進め同意率の向上を図ります。また、併せて個別避難計画の策定に取り組みます。

(3) 包括的な支援体制の構築

指標4 受理した相談の終結率

第2期計画前実績値	51.7%
実績値	78.7% (令和5年9月末現在)
目標値	80.0%

町総合計画前期基本計画において「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」の実現のため施策体系「生活相談支援体制の充実」の指標を掲げ、複雑化かつ多様化する生活・福祉課題を包括的に受け止め、個別の課題を整理し、それぞれの課題に応じた支援機関の調整を図る体制を整備します。

指標5 自分の困りごとについて、誰かに相談している人の割合【アンケート調査】

第2期計画前調査値	36.4%
現状値	34.4% (アンケート調査により集計)
目標値	50.0%

悩みごとを相談することは課題解決のための第一歩であり、自分の困りごとについて相談したい(相談しても良い)と思える「人」や「場所」があるかどうか、そして、その「人」や「場所」につながりやすい環境があるかどうか重要だと考えられます。

よって、町民の「誰かに相談しても良い」という意識付けと、相談につながりやすい環境の整備、積極的な情報発信を図ります。

2. 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念が目指す地域づくりを実現するためには、町社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、地域での出前講座等も一つの機会と捉えて周知・啓発に努めます。

3. 協働による推進体制

(1) 町・社会福祉協議会の連携強化

地域福祉に関する施策・事業は多岐にわたっており、本計画と町社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に推し進めていく必要があります。そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員やコミュニティ、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

4. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、担当課である福祉課が年度ごとに進捗状況を整理し、矢巾町地域福祉推進審議会において、地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。なお、重層的支援体制整備事業に関わる部分については、重層的支援体制整備事業推進会議においても管理・評価します。

また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

第7章 資料編

1. 矢巾町地域福祉推進審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に基づく矢巾町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関して調査審議するため、矢巾町地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (2) 法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 法第2条に定める社会福祉事業に従事する者
- (3) 町社会福祉協議会の職員
- (4) 地域福祉を専門とする行政機関の職員
- (5) 公募した町民
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3期矢巾町地域福祉計画

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者から説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(令元条例50・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月5日条例第50号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2. 矢巾町地域福祉推進審議会委員名簿

	氏 名	役 職
住民組織の代表	遠 藤 信 義	矢巾町コミュニティ連合会副会長
	佐々木 順 子	矢巾町民生児童委員協議会会長
	高 野 美恵子	矢巾町母子寡婦福祉協会会長
	吉 岡 幸 子	矢巾町ボランティア代表
社会福祉に従事する者	田 口 和 子	矢巾町保育協議会会長
町社会福祉協議会の職員	○藤 原 義 一	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会会長
地域福祉を専門とする 行政機関の職員	前 澤 明 子	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 福祉課長
公募による町民	山 内 拓 子	公募委員
その他町長が 必要と認める者	◎宮 城 好 郎	岩手県立大学 社会福祉学部教授
	吉 田 均	矢巾町地域包括支援センター所長
	田 代 拓 之	紫波地域障がい者 基幹相談支援センター所長
	小 原 賢	矢巾町校長会代表

任 期：令和7年3月31日まで

◎：委員長、○：副委員長

3. 用語解説

(五十音順)

【あ行】	
アウトリーチ	生活上の困難を抱えていながらも、何らかの事情で自ら相談窓口に行くことが出来ず、支援につながっていない方に対して、支援者が積極的に向かい支援助すること。
【か行】	
ケアリングコミュニティ	福祉サービスを必要とする人を地域住民の一人として包摂し、地域の中で支えていく機能を有しているコミュニティのこと。
個別避難計画	災害対策基本法に基づき、災害時避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて作成する避難支援のための計画。避難支援を行う方の氏名や連絡先や、避難先、避難支援時の留意点等を記載する。
【さ行】	
災害時避難行動要支援者	障がいをお持ちの方や、介護を必要とする高齢の方など災害時に自力で避難することが難しい方。
災害時避難行動要支援者名簿	災害対策基本法に基づき、災害時避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を目的に作成する名簿。避難行動要支援者の氏名、住所等の情報を記載する。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした組織。各種の福祉サービスやボランティア活動の支援、共同募金運動など様々な活動を行っている。「社協」の略称で知られている。
人権擁護委員	法務大臣から委嘱を受け、地域住民からの人権相談や、人権の考えを広める活動を行っている。
成年後見制度	障がいや認知症などにより、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、契約や手続きをする際に不利益が生じないように支援する制度。
【た行】	
ダブルケア	家族や親族の中で「子育て」と「介護」などの2つ以上のケアを同時に担っている状態。ダブルケアを担う人の身体的・精神的な負担の大きさが問題となっている。

地域共生社会	制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域福祉	その地域に住む方々が安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。
地域福祉活動コーディネーター	地域の生活・福祉課題や支援が必要な人の福祉ニーズなどに対応し、地域の社会資源（地域住民、各種サービスなど）を活用・調整し、必要な支援を構築する役割を担う人。一般的には「コミュニティ・ソーシャルワーカー」と呼ばれる。
【は行】	
8050（はちまる・ごうまる）問題	80代の親が、ひきこもり状態の50代の子を支えている世帯が経済的・精神的に行き詰まること。
フレイル	健康な状態と要介護の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。早期に発見・対策することでフレイルから脱却できるとされている。
【ま行】	
民生児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。
【英数字】	
NPO（エヌ・ピー・オー）	非営利組織（Non-Profit Organization）の略称。行政や企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体を指す。NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づいて、団体に法人格が与えられたもの。
SNS（エス・エヌ・エス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称。コミュニケーション機能を持ち、ひと同士のつながりをインターネット上で築くサービス。

第3期矢巾町地域福祉計画

令和6年3月

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町 福祉課

TEL (019) 697-2111 FAX (019) 697-3700

ホームページアドレス <https://www.town.yahaba.iwate.jp/>
